

信教の自由と 政教分離

日本カトリック司教協議会
社会司教委員会・編

カトリック中央協議会

シリーズ「信教の自由と政教分離」合本の発行に寄せて

社会司教委員会 委員長 高見 三明

日本の歴史を見ると、国家権力によって、たとえばカトリック教会は数世紀にわたって弾圧を受け、信者の信教の自由が侵害されました。その状況は、大同小異一九四五年の終戦まで続いたのです。このような過去の反省も込めてつくられた日本国憲法は、第二十条において、個人の基本的人権としての信教の自由を認め、国家と宗教団体との分離を明確に規定しています。ところが、昨今の憲法改正の動きの中で、この政教分離が曖昧にされようとしています。第三項の「国及びその機関は、宗教教育その他のいかなる宗教活動もしてはならない」という文言が、政府自民党の新憲法草案では「国及び公共団体は、社会的儀礼又は習俗的行為の範囲を超える宗教教育その他の宗教的活動（…）を行つてはならない」となっています。これまで宗教的活動とされたことが「社会的儀礼又は習俗的儀礼」とみなしてよい場合があるとしているのです。これは、国家と結びついた特定の宗教施設への参拝を「儀礼」として全国民が強制されたかつての状況、すなわち個人および宗教団体の信教の自由が保障されない事態を生じさせる

危険性をはらんでいます。そうなるからでは、遅いのです。

なお、政教分離は、ここでは、一般的に「政治と宗教」の間ではなく、具体的に「国家と宗教団体」の間にあるべき原則、すなわち、それぞれの固有の分野を尊重し、相互に不当な干渉をしないという原則のことです。言い換えると、国家ないし政治権力は特定の宗教団体を優遇したり国教化したり、逆に弾圧や強制をしたりせず、他方、宗教団体は国家と癒着したり、政治上の権力を行使したりしないということです。それは、国民一人ひとりの信教の自由が保障され、各宗教団体が自由に安心して活動できるように社会状況を保障するためです。

そこで、わたしたち自身の信教の自由を確保し、国家が各宗教団体と適切で良好な関係を保持し続けることと願って、政教分離に関する日本のカトリック司教団としての見解を示すために二〇〇六年度臨時司教総会においてメッセージを採択し発表しました。

それとは別に、社会司教委員会として、信教の自由と政教分離に関するカトリックの見解を学ぶ一助とするために、この問題の多面的な説明を試みる小冊子シリーズを企画し、昨年末から今年初めにかけて四冊発行しました。それを今回合本として皆様方に提供したいと考えた次第です。一人でも多くの方々を読んでいただき、この問題についてさらに認識を深めるきっかけにいただければ幸いです。

目次

シリーズ「信教の自由と政教分離」合本の発行に寄せて（高見三明）…………… 3

信教の自由と政教分離に関する司教団メッセージ …… 日本カトリック司教団…………… 9

自民党新憲法草案を検証する…………… 谷 大二…………… 17

まえがき…………… 18

一	政教分離についての教会の教えは？……………	18
二	憲法二十条ができるまで……………	20
	宗教ではなかった国家神道／宗教法人となった神社神道／日本国憲法の成立……………	
三	日本の政教分離の主眼は国家と神社神道の徹底分離にある……………	22
四	現行憲法と自民党新憲法草案を比較してみよう……………	25
五	社会的儀礼・習俗的行為とは何か？……………	27
六	最高裁判決の判断基準……………	30

七	草案の恐るべきトリック	33
八	草案の狙い その一 国家と神社神道の結びつき	35
九	草案の狙い その二 教育現場に神道儀式・教育の導入	36
十	現行憲法二十条、八十九条の堅持を求める	38
補	足	39
	1 総理大臣に個人的な宗教的行為は許されるのか? / 2 宗教団体設置の私立学校に対する補助金交付は? / 3 戦没者の追悼はどうすればよいのか? / 4 靖国神社に合祀されているカトリック信者は?	
	参考文献	44
	「国是」と迫害——歴史上よりの再考察	45
	溝部 脩	
一	浦上四番崩れ	46
二	キリシタン時代の迫害の原因を探る	50
	(1) 一五八七年秀吉による「伴天連追放令」 / (2) 一六一四年家康による「伴天連追放令」	
三	教会はどのように事態を受け止めたか	54

戦前・戦中と戦後のカトリック教会の立場

——一九三六年の布教聖省指針「祖国に対する信者のつとめ」再考察	59
岡田武夫	

序 論 指針『祖国に対する信者のつとめ』の発布とその後の展開	60
一 国家宗教（国家神道）と信教の自由	62
a 戦前・戦中から戦後の展開／b 教会の「信教の自由」への理解の深まり	
二 国家と教会の関係	66
a 戦前・戦中から戦後の展開／b 過去の過ちを認めた教会	
三 政教分離と社会的儀礼 今日のカトリック信者にとつての社会的儀礼の意味と靖国神社参拝	68
四 日本のカトリック教会の戦争責任に関する見解	70
五 日本のカトリック教会の政教分離に関する見解	72
(1) 政教分離の遵守／(2) 諸民族の文化・伝統の尊重と「愛国心」	
結 語	74
注	76
参照すべき文献	80
信教の自由と国家	81
はじめに	82
第一章 信教の自由	83
一 一般の定義	83
二 法律等による保障	84
高見三明	

三	カトリック教会の教え	84
第二章	政教分離すなわち国家と宗教団体との関係	87
一	政教一致あるいは神権政治	89
	(1) イスラエルの王国／(2) イスラーム国家／(3) ローマ帝国と中世ヨーロッパ／(4) 明治から十五年戦争（一九三一—四五年）までの日本	
二	政教分離	94
	(1) 近代西欧諸国における政教分離／(2) 日本における政教分離	
三	政教分離に関するカトリック教会の教え	96
	(1) 聖書／(2) 第二バチカン公会議／(3) 『カトリック教会のカテキズム』／(4) 教理省／(5) 教皇ベネディクト十六世	
	おわりに	101
注		104
	あとがき（松浦悟郎）	109

※本文中、聖書の引用は『聖書 新共同訳』（日本聖書協会、二〇〇〇年版）を、第二バチカン公会議文書は『第2バチカン公会議公文書全集』（南山大学監修、サンパウロ、一九八六年）を原則として使用しました。ただし、一部に用字・用語等を改めた箇所があります。

信教の自由と政教分離に関する司教団メッセージ

日本カトリック司教団

わたしたちは基本的な人権である信教の自由を保障する

政教分離の原則を堅持していくことを強く訴えます

教会の兄弟姉妹の皆さんとすべての方々へ

はじめに

戦後六十年にあたる一昨年、わたしたちは「非暴力による平和への道」と題したメッセージを発表し、現代社会において平和構築のために求められるいくつかの視点を取り上げました。その中で、わたしたちは過去の歴史の反省に立ち返りながら、日本国憲法二十条（信教の自由と政教分離）を厳守し、基本的な人権としての信教の自由を尊重することが平和構築のために不可欠であると指摘しました。しかし日本の現状を見ると、憲法改正に向けた動きが加速してきており、九条だけではなく二十条も改正の対象として議論がなされています。それに伴い、国政に携わる人たちの中からは、現憲法の政教分離の原則に反するような発言が繰り返されています。そこで、わたしたちにとって重大なことがらである信教の自由と政教分離の原則について

て、日本カトリック司教団の考えを、今一度、皆さんに表明いたします。

カトリック教会における信教の自由と政教分離に対する考え方

政教分離という、「信仰生活と政治的活動の分離」、つまり、信仰者や宗教団体が政治的な事柄にかかわってはならないことだと誤解されることがあります。しかし、政教分離の原則は国家と宗教団体の関わりを規定するものであって、信仰者や宗教団体が自らの信念に基づいて政治に対して発言したり行動したりすることをさまたげるものではありません。むしろ、カトリック教会はキリストの愛に基づいて、国内と国際間に正義と愛がいつそう広く実行されるよう寄与すること^①、人間の基本的権利や救いのために必要であれば、政治に関する事からにおいても倫理的判断を下すこと^②を、その果たすべき大切な務めとして自覚しています。

国家と宗教団体の関係は、それぞれの国の固有の歴史の中で、政教分離や政教条約などの形で築かれてきました。こうした形は基本的人権としての信教の自由を保障するものとして近代になって成立してきた経緯があります。

信教の自由に関してはカトリック教会も二千年の歴史の中で他者に対する寛容さに欠けることがあったことを認め反省しています^③。

教会は第二バチカン公会議（一九六二―六五年）で信教の自由を基本的人権として改めて確認

しました。⁽⁴⁾人間は個人としても団体としても、基本的人權のひとつとして信教の自由をもっています。この自由は、誰でも宗教に関して自分の良心に反して行動するよう強制されることなく、また良心に従って行動するのをさまたげられないところにあります。⁽⁵⁾国家のような公権はこの信教の自由を侵害したり弾圧したりしてはならず、むしろ保護する義務をもっています。⁽⁶⁾

教会と国家は互いに独立し自律しており、決して混同されるべきではなく、教会は国家に拘束されてはならないのです。⁽⁷⁾両者が互いに健全に協力し合うならば、すべての人の善益のために奉仕することができます。⁽⁸⁾教会は国家の正当な權威を認めますが、国の政策が神の意志に沿わない場合は、神に従う方を選びます。⁽⁹⁾

日本における信教の自由

日本におけるキリスト教の歴史を振り返ってみると、信仰者と宗教団体に対する国家による迫害や弾圧は、信教の自由がなかったこと、信教の自由があっても条件つきであったこと、政教分離という考え方がなかったことから引き起こされたということができません。

織田・豊臣時代や徳川幕府成立時は日本の中央集権化が図られた時代で、そのさまたげになると考えられたキリスト教は次第に為政者から排斥されるようになり、おびただしい数の人々が殉教しました。

明治に入って、長崎で浦上の信者が自らの信仰を表明して立ち上がったことをきっかけに、多くのキリスト教徒が明治政府によって弾圧を受けました。この弾圧に対する欧米の批判を受けたということもあり、近代化を目指した明治政府は大日本帝国憲法に「信教の自由」を盛り込みました。しかしそれは、「安寧秩序ヲ妨ケス及ヒ臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於イテ」という条件付きの「信教の自由」だったのです。

昭和になり、国家と国家神道が一体となって戦争にまい進するなかで、日本国内のみならず朝鮮半島などでも神社参拝が強要されました。カトリック教会はカトリック学生の靖国神社参拝の是非をめぐつての問題を突きつけられました。それは、国家による宗教統制が強まる中で、日本のカトリック教会の存亡をも左右しかねない問題でした。教会は当時の布教聖省の指針に基づいて、「学生が神社で行うように政府から命じられた儀式は宗教的なものではない」とし、天皇に対する忠誠心と愛国心を表す「社会的儀礼」であるとして、信徒の神社参拝を許容しました。こうして、あの戦争に協力する方向へと向かってしまったのです。しかし戦後に日本国憲法が制定されたこと、国家神道が解体され靖国神社が一宗教法人になったこと、¹²⁾ 教会も第二バチカン公会議を経たことなどから、当時の布教聖省の指針をそのままでは現在に当てはめることはできません。

戦後、信教の自由とそれを保障する政教分離の原則を明記した日本国憲法二十条が制定され

ました。これによって、日本の歴史の中で初めて完全に信教の自由が保障されました。この二十条は、国家と国家神道が一体となって日本国民のみならずアジアの多くの人々の命と基本的人権を侵害したことの反省から厳格に規定されたものなのです。

第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

わたしたちは政教分離の原則の堅持を求めます

日本においては信教の自由と政教分離の原則は不可分な関係にあります。思想、良心の自由、言論の自由とも深く関係しています。その意味で、宗教を信じる人ばかりでなく、宗教を信じない人にも無関係ではありません。

ところが、最近、「社会的儀礼又は習俗的行為」の範囲内なら宗教的行為を国や公共団体が行っても良いのではないかという識者の意見が目立ち、それに沿った新憲法草案^③も発表されています。こうした考え方は戦前、戦中に多くの人が「社会的儀礼」として靖国神社参拝を強要された歴史を思い起こさせます。これに加えて、靖国神社を国家護持にする案、非宗教法人化

する案など出てきています。これは、戦前、戦中と同じ道を歩む危険をはらんでいます。こうした考え方は、政教分離の原則をなし崩しにするばかりか、基本的人権としての信教の自由さえ脅かすものです。

わたしたち日本カトリック司教団は、基本的人権である信教の自由を保障する政教分離の原則を堅持していくことを強く訴えます。それは、アジア諸国と共に平和を構築していくためにもどうしても必要なのです。

二〇〇七年二月二十一日

日本カトリック司教団

注

- (1) 『現代世界憲章』（一九六五年）76番参照
- (2) 同上
- (3) 教皇ヨハネ・パウロ二世使徒的書簡『紀元2000年の到来』35番参照
- (4) 『信教の自由に関する宣言』（一九六五年）2番参照
- (5) 同上2番参照
- (6) 同上6番参照
- (7) 『カトリック教会のカテキズム』（一九九七年）2245番参照
- (8) 同上2239番参照
- (9) 『信教の自由に関する宣言』（一九六五年）11番参照
- (10) 大日本帝国憲法二十八条参照
- (11) 布教聖省指針「祖国に対する信者のつとめ」（一九三六年）
- (12) 国家神道は戦前戦中、宗教を超える存在として、宗教団体の枠に入っていませんでした。
- (13) 「自民党新憲法草案」二十条三項

国及び公共団体は、社会的儀礼又は習俗的行為の範囲を超える宗教教育その他の宗教的活動であつて、宗教的意義を有し、特定の宗教に対する援助、助長若しくは促進又は圧迫若しくは干渉となるようなものは行つてはならない。

自民党新憲法草案を検証する

谷 大二（さいたま教区司教）

まえがき

いま、憲法改正に向けての議論が行われています。九条とそれに関連する法案だけでなく、信教の自由と政教分離に関する二十条も改正しようという動きがあります。こと、宗教に関する問題ですので、私たちカトリック教会の信徒、すべての宗教者にはこの議論に参加し、識別していく責任があります。また、宗教を持つている人に限らず、宗教を持っていない人にも関係する問題でもあります。本論がその議論のための一助になれば幸いです。

一 政教分離についての教会の教えは？

現代世界憲章76

教会はどのような政治体制にも拘束されてはならない。(中略)

人間の基本的権利や靈魂の救いのために必要であれば、教会は福音および、さまざまにまな時と条件に応じてすべての人の益にふさわしいあらゆる手段を、そしてそれのみ

を用いて、政治的秩序に関する事においても倫理的判断を下すことができる。

政教分離の原則は憲法二十条三項に書かれているように、国家が特定の宗教にかかわりを持つことを否定する原則で、基本的人権としての信教の自由を保障するものです。

この原則は宗教者が政治上の問題に対して発言することをさまたげるものではありません。政教分離は、「神のものは神に、皇帝のものは皇帝に」と聖書の言葉を引用して、「宗教者は政治的な問題に口をはさんではならない」と、誤解されることがあります。しかし、人間の命、基本的人権は神によって与えられたものです。神から与えられたものは、国家や集団が奪ってはなりません。それらを奪おうとする国家や集団があるとすれば、「神のものは神に」という聖書の言葉に従って、私たちは預言者としての役割を果たさなければなりません。あらゆる政治体制に拘束されることなく、神の言葉をのべ伝え、キリストの価値観をこの世に示していくことが私たちの大切な責務です。

二 憲法二十条ができるまで

宗教ではなかつた国家神道

宗教の自由について、大日本帝国憲法二十八条では次のように規定されてきました。

「日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス」

この条文によつて、日本においても信教の自由が認められるようになりました。しかし、公共の秩序を妨げず、臣民の義務にそむかない限りという条件つきでの信教の自由でした。そのため、キリスト教、仏教、教派神道などは、戦前戦中に迫害を受けることになりました。こうした条件つきの信教の自由は、実際には信教の自由を保障するどころか、宗教者や無宗教者に對する迫害を生じさせることになったのです。

一方、国家神道をこの宗教の枠に入れてしまうと、これを信じても信じなくても個人の自由ということになってしまいます。それではすべての臣民に神社参拝させることはできなくなり、そこで、明治政府は神社神道を国家神道という宗教を超越した別格扱いにし、「宗教」という枠から外したのです。こうして、政府はすべての臣民に神社参拝を強制するようになりました。もちろん、植民地支配した朝鮮半島、満州、台湾などでも同じように神社参拝を強制

しました。

宗教法人となった神社神道

「捨石作戦」といわれている沖繩戦の敗北後も、勝ち目がまったくなかったにもかかわらず、日本は本土決戦に備えていました。イギリス、アメリカを中心とした連合軍は「ポツダム宣言」を無条件で受諾するように日本に迫っていました。そうしたなかで、原爆の投下、ソ連軍の参戦などにより、一九四五年八月十四日の御前会議で日本はようやく無条件での「ポツダム宣言」の受諾、第二次世界大戦の終戦を決意しました。

このポツダム宣言の中には、「言論、宗教および思想の自由ならびに基本的人権の尊重は確立しなければならぬ」と明記されていました。このポツダム宣言に基づいてGHQ（連合軍最高司令部）は「神道指令」（一九四五年十二月十五日）を発令し、これで神社神道は国家神道ではなくなりました。神社神道は宗教を超える存在から、「宗教」の枠に入ることになったのです。靖国神社も一宗教法人としての道を選びました。

日本国憲法の成立

こうした流れの中で、日本国憲法が一九四六年十一月三日に公布され、一九四七年五月三日

に施行されました。平和主義（戦争の放棄）、国民主権、基本的人権を基本とする憲法といわれています。戦前戦中には、国家と国家神道が結びつき、軍国主義に走った結果、多くの犠牲者を出してしまいました。そのことへの反省から、憲法二十条（信教の自由、政教分離）の規定は生まれたのです。

一九五一年九月八日にサンフランシスコ平和条約が調印されました。この条文には「日本国民の主権の回復」、「極東国際軍事裁判の受諾」などが盛り込まれています。ポツダム宣言の履行や日本国憲法の制定を前提として、日本は国際社会に受け入れられたのです。九条はもとより、信教の自由、政教分離はいわば世界への公約といわなくてはなりません。

三 日本 の 政教分離の 主眼は 国家と 神社神道の 徹底分離にある

政教分離の考え方を最初に明確に提唱したのは、イギリスの哲学者・政治学者のジョン・ロック（二六三—一七〇四）です。その後、ヨーロッパを中心にその考え方が浸透していきました。

国家が宗教に対してどのような態度で接するかは、それぞれの国の歴史（近隣諸国との関係も含めて）によって異なり、その形態の分類はさまざまですが、ここでは佐藤幸治さんの『憲法（第三版）』という教科書での分類を紹介しましょう（同書498ページ14行目から18行目までを参照し、

筆者が簡条書き化した。

- A型 国教制度を温存しつつも、他の宗教に対する寛容性を保持しようとするもの
(例…イギリス)
- B型 国教の存在を認めず、国家と宗教との分離を徹底しようとするもの
- 1 宗教に対して友好的立場に立って分離をはかろうとするもの (例…アメリカ合衆国)
- 2 宗教に対して敵対的立場に立って分離をはかろうとするもの (例…かつてのフランス等々)
- C型 国教を認めるわけではないが、国家と宗教団体との一定の協力関係の存置を前提とするもの (例…ドイツ)

前節でも触れましたが、第二次世界大戦終戦時に日本が無条件で受諾した「ポツダム宣言」の十条には宗教における基本的人権の確立が盛り込まれています。それに基づいて、「神道指令」が出されました。それらを受けて制定された日本国憲法では、政教分離の原則(二十条三項、八十九条)を右記分類の中のB型として明確にしました。

それは、戦前戦中に、国家と神社神道が結びつき、戦争にまい進したこと、そして、日本国民のみならず、アジアの多くの人々に戦争の犠牲を強いたことの反省からきています。そのため、右記分類の中でも、B型の「2 宗教に対して敵対的な立場をとる」かつてのフランスと同様に厳格な条文になっています。二十条三項の「いかなる宗教活動もしてはならない」という条文は、こうした歴史的反省から来ていることは明白です。

政教分離の原則は基本的人権である宗教の自由を保障するだけでなく、それ自体と密接不可分な関係にあります。浦部法穂さんは『憲法学教室（全訂第2版）』（137ページ）の中で次のように指摘しています。

日本国憲法における政教分離は、ただ単に抽象的な国家と宗教との分離ということの意味するのではなく、より具体的に、国家と神社神道とのあらゆる結びつきを否定するものとしての意味をもつものである。この観点を見失って、政教分離を抽象的・一般性的のみとらえるならば、国家と神社神道とのなしくずしの結合に道を開くことになりかねない。日本国憲法における政教分離の主眼は、国家と神社神道との徹底的分離という点にある、ということをはっきりと押さえておく必要がある。

四 現行憲法と自民党新憲法草案を比較してみよう

前述のとおり一九四七年に日本国憲法が施行されました。一九五五年には「政府としては従来から、内閣総理大臣その他の国務大臣が国務大臣としての資格で靖国神社に参拝することは、憲法二十条三項との関係で問題があるとの立場で一貫してきている」という政府統一見解が出されています。それにもかかわらず、戦後の歴代首相の半数が靖国神社に参拝しています。憲法二十条三項の問題をクリアするため、「靖国神社法案」（国家護持法案）がたびたび国会に提出されましたが、すべて廃案となってきました。一九八五年には中曽根康弘元首相は「内閣総理大臣たる中曽根康弘」として靖国神社を参拝しました。小泉純一郎前総理も参拝を繰り返しました。総理大臣の靖国神社参拝について、福岡地裁（二〇〇四年）、大阪高裁（二〇〇五年）など次々に違憲判決が下されるなか、自由民主党は二〇〇五年十月二十八日に「自民党新憲法草案」を発表しました。その中に、二十条三項の「改正」案が盛り込まれているのです。

ここで、政教分離を定める現行憲法二十条三項、八十九条と自民党新憲法草案（以下、草案という）の二十条三項、八十九条を比較してみましよう。

日本国憲法二十条三項

国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

自民党新憲法草案二十条三項

国及び公共団体は、社会的儀礼又は習俗的行為の範囲を超える宗教教育その他の宗教的活動であつて、宗教的意義を有し、特定の宗教に対する援助、助長若しくは促進又は圧迫若しくは干渉となるようなものを行つてはならない。

日本国憲法八十九条

公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

自民党新憲法草案八十九条

公金その他の公の財産は、第二十条第三項の規定による制限を超えて、宗教的活動を行う組織又は団体の使用、便益若しくは維持のため、支出し、又はその利用に供してはならない。

草案は少し複雑で分かりにくくなっています。「社会的儀礼又は習俗的行為」という新しい

文言が入っています。続いて、「宗教的意義を有し、……行つてはならない」という文言が挿入されていますが、この部分は津地鎮祭訴訟の最高裁判決文を取り入れたものです。これは「目的・効果基準」（六節にて詳述）と呼ばれています。

本論では分かりやすくするために、二十条を中心に話をすすめることにします。もちろん、二十条と八十九条は不可分のものです。

さて、草案の「社会的儀礼又は習俗的行為」とは何をさしているのでしょうか？ 果たして、草案では単に「目的・効果基準」と呼ばれる判決文を書き加えただけなのでしょうか？ この草案について、朝日新聞では「例外規定」、毎日新聞では「政教分離の緩和」と報道していましたが、果たしてその程度のものなのでしょうか？

五 社会的儀礼・習俗的行為とは何か？

草案でいう「社会的儀礼又は習俗的行為」が何を意味しているのかは不明ですが、これまでの裁判などにおける議論や憲法の教科書から、社会的儀礼・習俗的行為とは何かを考えてみましょう。

厳格な政教分離とはいっても、それを完全に実施すると、殺伐としたものになってしまいま

す。社会的儀礼・習俗的行為が宗教色を持たないものであれば、国やその機関がそれを行うことは現行憲法でも許されると考えられます。挨拶や晩餐会など、宗教的な意味合いを持たないものもあります。それ以外に、国家や地方公共団体などが行うさまざまな社会的儀礼や習俗的行為も想定されます。公立の幼稚園や小学校教育でも、その地域で伝統的に行われてきた習俗的な慣習を取り入れることもあるでしょう。

浦部さんの『憲法学教室』（141ページ）にも次のように書かれています。「発生的には宗教的起源をもちながら永年の間に民衆の日常生活にとけこみ習俗化したとみられるものもある。節分の豆まきとか、門松、クリスマス・ツリーなどが、こういう習俗行事の例としてよくあげられる。こういうような、宗教活動性をもたない習俗化したとみられる行事については、国やその機関がこれを行っても、ただちに政教分離違反ということにはならない」。また、佐藤さんの『憲法（第三版）』（500ページ）でも「〔政教〕分離原則をあまり機械的に嚴格に貫くと、……広島、長崎の原爆祈念式典さえ違憲としなければならなくなる」と指摘されています。

政教分離違反にならない社会的儀礼・習俗的行為とはどの範囲までなのでしょう？ どこまでが社会的儀礼・習俗的行為で、どこからが宗教的活動となるのでしょうか？

このことを判断する基準として津地鎮祭訴訟第二審では「三つの基準」を提示しています。

宗教的行為と習俗的行為とを区別する基準

- (イ) 当該行為の主宰者が宗教家であるかどうか
- (ロ) 当該行為の順序作法（式次第）が宗教界で定められたものかどうか
- (ハ) 当該行為が一般人に違和感なく受け容れられる程度に普遍性を有するものかどうか

津地鎮祭訴訟は市民体育館起工式として行われた神道式にのっとった地鎮祭に市が公金を支出したことについて、政教分離に違反すると市議会議員が訴えたものです。第二審では、この「三つの基準」に照らして、神主が神道儀式にのっとって行う地鎮祭は右記「三つの基準」の(イ)、(ロ)に明白に触れるので、神道式にのっとった地鎮祭への公金の支出は憲法の政教分離に違反するという判決が出されました。

この「三つの基準」をクリアするときには政教分離違反にならない習俗的行為とみなすことができます。この「三つの基準」のどれか一つでもクリアできていないなら、それは憲法違反になるはずですが。

余談になりますが、現在、公共の建物でも地鎮祭が行われることがあります。施工業者が主催するという形で、直接に公共団体が公金を支出するような形はとられていないようです。

六 最高裁判決の判断基準

図1を見てください。左の円は社会的儀礼・習俗的行為を表します。右の円は宗教教育・宗教的活動を表します。黒い部分は「三つの基準」で認められる社会的儀礼・習俗的行為です。二つの円の交わったグレーの部分は、本来的には宗教的活動でありながら、かつ社会的儀礼でもある行為をさします。現行憲法に違反するかどうかが争われているところです。つまり、本来的・発生的には宗教的活動である行為について、それが社会的儀礼として認められるか否かが個々の行為に対して問われているのです。

津地鎮祭訴訟は最高裁まで争われました。最高裁では第二審の「三つの基準」を採用せず、「目的・効果基準」と呼ばれる新たな判断基準を用いました。

「目的・効果基準」とは、当該行為の目的と効果によって、その行為が政教分離に違反するかどうかを判断するものです。「宗教活動とは、(中略)当該行為の目的が宗教的意義をもち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為をいうものと解すべきである」と判決文にはあります。

この「目的・効果基準」はアメリカの判例からとられたものです。アメリカは前記分類のB

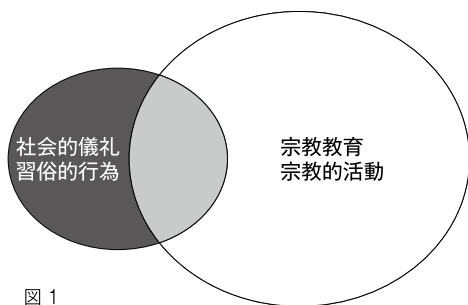


図 1

型の1に分類される「宗教に対して友好的立場に立って分離をはかる」というもので、日本やかつてのフランスとは別の立場に立っています。このアメリカでの基準を適用することは、日本の政教分離の歴史的背景、つまり、戦前・戦中に神社神道が果たした役割を軽視することになってしまうでしょう。

この「目的・効果基準」においては、津地鎮祭訴訟の最高裁判決の反対意見でも指摘されているように、国家と宗教のかかわり合いの限度があいまいで、具体的に示されていません。このあいまいさによって国家と宗教との結びつきが容易に許され、ひいては信教の自由の保護そのものをゆるがすことになりかねないという危惧が残るのです。

しかし、この「目的・効果基準」は、その後の政教分離裁判で、社会的儀礼・習俗的行為として認められるかどうかの判断基準として使われるようになってしまいました。次にあげる二つの政教分離についての判決の間には判断のゆれを感じます。これも「目的・効果基準」そのものの持つあいまいさによるのではないのでしょうか。

①自衛官合祀拒否訴訟——この訴訟は、キリスト教の信徒が夫である殉職自衛官の護国神社への合祀ごうしに反対したものでした。最高裁判決は、自衛隊職員じへいぐんしやくいんの合祀への関与について「目的・効果基準」を用いて「その宗教とのかかわり合いは間接的であり、その意図、目的も、合祀実現により自衛隊員の社会的地位の向上と士気の高揚を図ることにあった（中略）から、どちらかといえばその宗教的意識も希薄であった」として、その行為は宗教的行為ではなかったと判断しました。また、一審、二審では認められていた「宗教上の人格権」についても否定し、「何人も自己の信仰と相容れない信仰をもつ者の信仰に基づく行為に対して、それが強制や不利益の付与を伴うことにより自己の信教の自由を妨害するものでない限り寛容である」べきであると述べています。

②愛媛玉串料訴訟——最高裁判決は愛媛県が公金支出した玉串料たまぐしなどは、香典など社会的儀礼としての支出とは異なり、靖国神社という特定の宗教団体への奉納であり、その団体に対する援助・助長・促進になるとして憲法、二十条三項の政教分離と同八十九条に違反するとしました。また、「戦没者の慰霊及び遺族の慰謝ということ自体は、本件のように特定の宗教と特別のかかわり合いを持つ形でなくてもこれを行うことができる」と良識的な判決を示しました。しかし、ここでも「目的・効果基準」は用いられています。

七 草案の恐るべきトリック

草案をもう一度よく読んでみましょう。

自民党新憲法草案二十条三項

国及び公共団体は、社会的儀礼又は習俗的行為の範囲を超える、宗教教育その他の宗教的活動であつて、宗教的意義を有し、特定の宗教に対する援助、助長若しくは促進又は圧迫若しくは干渉となるようなものを行つてはならない。

(傍点引用者)

「社会的儀礼又は習俗的行為の範囲を超える」となつていますので、「目的・効果基準」をあてはめる対象は、「社会的儀礼又は習俗的行為」ではなく、「宗教教育その他の宗教的活動」ということになります。

つまり、「社会的儀礼又は習俗的行為」は、これまでの判断基準（「三つの基準」や「目的・効果基準」）から解放されることになります。国、公共団体が「習俗的行為、社会的儀礼」であると主張すれば、どんな宗教行為であっても、それに関して最高裁が用いてきた「目的・効

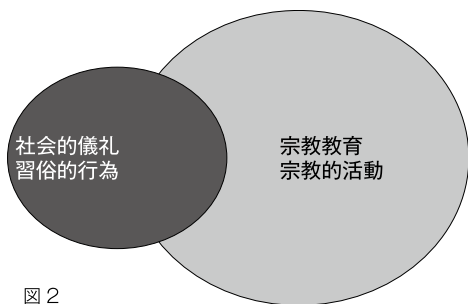


図2

果基準」さえ使う必要はなくなってしまう。

さらに、草案では「目的・効果基準」の対象を「国及び公共団体」の「宗教教育その他の宗教的活動」にすり替えようとしているのです。前節でも指摘したように、この基準そのものもあいまいさを持っているのですから、国家と宗教との結びつきはさらに深まるであろうと危惧されます。

図2を見てください。草案は、グレーの部分に争点を移そうとしているのです。それは、この図でいえば、どこまでが黒であり、どこまでがグレーなのかということです。黒の部分は、宗教的活動であろうとなかろうと、「社会的儀礼・習俗的行為」という名目がつけばすべて、国、公共団体、公立学校などで行うことができるようになります。これまで最高裁で争われていた二つの円の交わった部分(図1)、つまり、その行為が「社会的儀礼・習俗的行為」か「宗教的活動」かが争われた部分は、もはや争点ではなくなってしまうのです。そして、国や公共団体が、どこまで宗教教育や宗教的活動を行うことができるのか、が争点となります。図1、図2を比較して見ていただければ、草案の狙いは明白に見えてきます。

草案は、「目的・効果基準」を単純に盛り込んだだけではないのです。草案は国、公共団体、公立学校などで宗教教育、宗教的活動ができるようにしようとしているのです。しかも「社会的儀礼・習俗的行為」は宗教的活動であっても許されることになるのです。「目的・効果基準」の対象を巧妙にすり替え、「社会的儀礼・習俗的行為」という名のもとで、国と神社神道との結びつきを深めるための扉を開けようとしているのです。

草案は最高裁の判決文を盛り込んだように見せかけて、実は、それらの争点をとんでもないところに移そうとしているのです。まさに恐るべきすり替え、トリックが隠されているのです。

八 草案の狙い その一 国家と神社神道の結びつき

- 内閣総理大臣等の靖国神社公式参拝
- 忠魂碑や護国神社での戦没者慰霊祭
- 公共施設の神道式にのつとった地鎮祭・落成式など
- 神道式の行事への公金支出（玉串料など）
- 自衛官の靖国・護国神社への合祀
- 天皇の皇位継承儀式（大嘗祭）、葬儀（大喪の礼）の国事行事化、靖国神社参拝

ここに掲げた事項は、これまで「社会的儀礼・習俗的行為」として認められるかどうか、現行憲法のもとで争われてきたものです。もし、憲法二十条が草案のように「改正」されると、国や公共団体は「社会的儀礼・習俗的行為」と称して何でも行うことができるようになってしまふ可能性があります。もちろん、経費は公費から支出されることとなります（草案八十九条）。司法はそれに口を挟むことができなくなります。もう歯止めがありません。この草案は、かつての国家神道のようなものが復活する可能性をはらんでいるのです。

総理大臣の靖国参拝は福岡地裁、大阪高裁では違憲判決が出ています。しかし、二十条が草案のように「改正」されると、総理大臣をはじめ閣僚も大手を振って公式参拝することができず。日本の国を代表する総理大臣が靖国神社を公式参拝することになれば、国家の姿勢そのものが問われることとなります。ポツダム宣言や、日本国憲法、サンフランシスコ平和条約の中で、政教分離を基礎とする信教の自由は日本にとって世界へのいわば公約でした。これを反故にすることにもなります。

九 草案の狙い その二 教育現場に神道儀式・教育の導入

もう一度、草案の意味と狙いを確認しておきましょう。草案では、国や公共団体は「社会的

儀礼又は習俗的行為の範囲を超える宗教教育その他の宗教的活動」を「目的・効果基準」で判断するということです。「目的・効果基準」で争う土俵は、《社会的儀礼又は習俗的行為とはどこまでであるのか》から《宗教教育、宗教活動がどこまで許されるのか》に移ってしまうのです。つまり、国や公共団体は「社会的儀礼又は習俗的行為」であるという恣意的な判断のもとに、それらすべてを行うことができるようになるのです。

二〇〇六年十二月に公布・施行された新教育基本法にも旧法同様「国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない」(第十五条第二項)とあります。しかし、「社会的儀礼又は習俗的行為」であるという恣意的な判断のもとに、特定の宗教の儀式などに子どもたちが参加させられる可能性が出てくるのです。

「我が国と郷土を愛する」(新教育基本法第二条第五項)ことを教育するためと称して、生徒たちに靖国神社を参拝させるようなことも考えられます。通知表の「愛国心」の欄では、日の丸への敬礼、君が代斉唱などがすでにその評価対象となりつつありますが、さらに、靖国参拝、護国神社での慰霊祭参加などがその評価対象となることも考えられます。

かつて、カトリック教会は軍国主義政権のもとで、上智大学生靖国神社参拝拒否事件で教会存続の危機に立たされ、靖国神社参拝を「儀礼」として容認してしまいました。それをきっかけに教会も戦争協力の道を歩んでしまったのです。この草案にそって憲法が「改正」されるよ

うなことになる、再び神社参拝を強制されるような事態も想定されます。六節の「最高裁判決の判断基準」でも指摘しましたが、「目的・効果基準」そのものが持つ基準のあいまいさもあり、歯止めとして機能するのかどうかは疑問です。

すでに成立した「国旗国歌法」「新教育基本法」と憲法二十条の改正案が一体となって、学校教育の中に神道式の行事、靖国神社参拝などが組み込まれていくことになる、と危惧するのは思い過ごしでしょうか。

十 現行憲法二十条、八十九条の堅持を求め

自民党新憲法草案は、単に「目的・効果基準」を盛り込んだだけではありません。国家や公団体が、社会的儀礼・習俗的行為として神社神道の儀式を取り入れ、神社神道の宗教教育や宗教活動を教育現場に取り入れようとしているのです。草案は、政教分離の原則の「例外規定」や「緩和」というなまやましいものではありません。まさに、政教分離の原則の崩壊なのです。

現行憲法二十条は日本が国際社会に復帰することの条件でした。繰り返しますが、それはいわば、世界への公約の一つでもあるのです。また、それを堅持していくことは、日本が再び戦争の道を歩まないことを保障するものです。現行憲法二十条、八十九条を守っていくことは、

信教の自由を守り、世界平和に貢献していくために欠かすことのできないものなのです。

補 足

補足では、私たちが耳にしている政教分離にかかわるいくつかの疑問について取り上げます。

1 総理大臣に個人的な宗教的行為は許されるのか？

小泉前総理大臣は再三にわたって、靖国神社を参拝しました。これについて、福岡地裁（二〇〇四年）、大阪高裁判決（二〇〇五年）の判決ではいずれも違憲であるとしています。また、少なくともこれまでのいずれの裁判でも合憲としたものはありません。また、本論末尾に参考文献として挙げたいずれの教科書でも総理大臣の公式参拝は違憲とされています。これを意識してか、前内閣総理大臣は個人的な宗教行為であることを、二〇〇五年から強調しはじめました。さて、内閣総理大臣という立場で個人的な宗教的行為は認められるのでしょうか？ たとえば、内閣総理大臣がキリスト教や仏教の信徒であった場合、その人の日曜礼拝や参拝まで禁じられるのでしょうか？

かつて、三木武夫元内閣総理大臣は四つの条件を挙げて、それがクリアされれば個人的な宗

教行為は許されるとの見解を発表し、靖国参拝を行いました（一九七五年）。その四条件とは次のとおりです。

①公用車を使用しない、②記帳の際、肩書きを書かない、③玉串料など、一切公費から支出しない、④公職の人間を随行させない。この四つの条件に、⑤政治的な意図を持ちこまない、を加えるべきでしょう。これらの五つの条件をクリアすれば、総理大臣にも個人的な教行為は許されるでしょう。

しかし、小泉前総理大臣の場合は「公約」に靖国参拝をうたっていること、靖国神社参拝が公約の実現であることを述べていることから、参拝の政治的意図は明らかで個人的宗教行為とはいえず、政教分離違反であることは明白です。

2 宗教団体設置の私立学校に対する補助金交付は？

厳格な政教分離の原則を適用するなら、宗教団体が設置する私立学校法人に対する補助金交付も、カットしなければならぬのではという疑問も聞かれます。

これらの補助金は、宗教団体そのものの活動に対して給付されているものではなく、教育の機会均等のもとに給付されているもので、受益者は生徒、子どもです。他の団体と同じように一定の要件を満たしているのに、運営母体が宗教団体であるから補助金を出さないとすれば、

それは、逆に、宗教団体を一般の団体より不利益な扱いにすることになり、信教の自由の侵害にあたります。

宗教団体が設置する私立学校に対する補助金交付は厳格に政教分離の原則を守ったとしても、なんらその原則に反するものではありません。

3 戦没者の追悼はどうすればよいのか？

最近、靖国神社に関する議論のなかで、戦没者の慰霊をどのように行っていくかについて話題が集中しています。次の三つの選択肢が今のところ有力な考え方でしよう。①靖国神社からA級戦犯を分祀する。②靖国神社を非宗教法人化する。③国立追悼施設を作る。これらの選択肢についてそれぞれ検討してみたいと思います。

①靖国神社からA級戦犯を分祀する案

そもそも、一宗教法人に対して、立法府や行政府がとやかくいう筋合いのものではありません。それこそ政教分離違反にあたります。靖国神社が自主的に分祀するという案と考えるべきでしょう。これについては、靖国神社の宮司はその案を否定しているようです。

しかし、仮に靖国神社からA級戦犯が分祀されたからといって、問題となっている総理大臣の靖国神社の参拝が政教分離違反にならなくなるというものではありません。総理大

臣は、司法の判断に従って、憲法違反となる行為は止めるべきです。

②靖国神社を非宗教法人化する案

靖国神社を宗教法人から外し国が管理するという靖国神社法案は、たびたび国会でも議論されましたが、そのたびに廃案になっています。最近もまた、この案が浮上しています。神社神道は習俗であり、公民宗教などと位置づけ、一般宗教と区別しようという考えもあります。

こうした考え方は、国家と神社神道を結びつけることになり、戦前の国家神道化への道を開こうとする考え方です。憲法、二十条の立法の主旨からいっても受け入れられるものはありません。

③国立追悼施設を作るという案

無宗教の国立の施設を作り、そこで国家として戦没者の追悼を行うという考え方です。しかし、死んだ人を国家として追悼すること自体に問題があります。それは国家が「国のために死んだ」という意味づけをして、一人ひとりの命、死の意味に介入することになるからです。命や死の意味が国家によって利用されるという危険性は避けなければなりません。かつて日本の植民地支配において犠牲になった人々、また、戦争で犠牲になった多くの人々、被爆者、沖縄住民、空襲の犠牲者、アジアや世界の犠牲者、そして戦没者のために祈ることは

当然のことです。私たちはそれぞれの立場から、それぞれの宗教や信条にそって、祈り、追悼すべきと考えます。

なお、靖国神社、国立追悼施設に関する問題は次の本に詳しく説明されています。それも参考にしてください。

『国家による追悼は、なぜ問題なのか 靖国問題 国立追悼施設Q & A』（日本キリスト教協議会 靖国神社問題委員会編集・発行 二〇〇六年）

4 靖国神社に合祀されているカトリック信者は？

靖国神社に合祀ごうしされている戦没者の中にはキリスト教や仏教の信徒、台湾や韓国の人々がいます。靖国神社は国家による戦争で戦死した軍人を国家の英雄として祭祀し、ひいては兵士（自衛隊）の志気を高め国家によって戦争を美化、肯定していくことが目的であるといえます。それは戦前も戦後も一貫して変わっていません。戦後も厚生省（当時）は、一九五三年に施行された恩給法附則と、その前年に施行された戦傷病者戦没者遺族等援護法で「公務死」と認められた者を「合祀予定者」と選び、その名簿を靖国神社に送付しました。そして靖国神社に合祀されたのです。いわば、本人や家族の了解なく、また、宗教、無宗教にかかわらず、一方的に合祀されているのです。ここに、政教分離違反の疑いがあります。

この合祀に反対した裁判では、台湾や韓国の元軍人軍属の一部遺族が、「戦死した親族の靖国神社への合祀は自らの意思に反し、人格権の侵害である」として訴えた裁判（敗訴）、また、護国神社の合祀に対しては自衛官合祀拒否訴訟（敗訴）などがあります。

二〇〇六年、西山俊彦神父（大阪教区）は「両親はクリスチャンで、本人も遺族も承諾していないのに（靖国神社が）一方的に合祀したのは、憲法が保障する信教の自由の侵害にあたる可能性が大きい」（朝日新聞二〇〇六年八月一日）と、靖国神社の靈れい簿じぼからの氏名の抹消を求めて大阪地裁に訴えを起しました。この裁判に関して、松浦悟郎司教（日本カトリック正義と平和協議会会長・大阪教区）はコメントを発表し、「裁判を起したことは、当事者たちの問題としてだけでなく、将来も同じような過ちを繰り返さないためでもあります。私たちも関心をもってこの裁判を注視し、支援していきましょう」と訴えています。

参考文献

- 浦部法穂『憲法学教室（全訂第2版）』（日本評論社二〇〇六年）
佐藤幸治『現代法律学講座5 憲法（第三版）』（青林書院一九九五年）
芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法第三版』（岩波書店二〇〇二年）

「国是」と迫害

——歴史上よりの再考察

溝部 脩（高松教区司教）

政教分離、信教の自由という問題が最近紙上を賑わせていますが、この問題は決して新しいものではなく、日本のキリスト教界にあつては常に存在し、最大の課題であつたと言えます。紙幅の関係で、歴史を概観してそれについて論説することはできませんが、明治維新の新政府の方針と浦上四番崩れ、織豊時代、徳川幕藩時代に例をとり、日本という国の「国是」と宗教の関係をここでは述べたいと思います。

一 浦上四番崩れ

一八六八年長崎浦上村の中心人物一四名が諸国に配流され、ついで一八七〇年浦上全住民三千数百名が二十の諸藩に流されました。五年後（一八七三年）帰郷することになりますが、この五年間は教会にとつても、明治新政府にとつても、また彼らを受け取った諸藩にとつても大変な年月でした。

明治新政府は新しい国づくりを目指していました。その際何を基準に国づくりをするのか

最大の課題でした。いわゆる「国是」なるものの問題です。それに併せてキリシタン対策も講じられる必要がありました。その結果が浦上四番崩れであり、迫害、殉教でした。明治新政府の悩みは「復古と開化」という、相対する政治を同時に行わなければならないところにありました。内には攘夷を叫ぶ武士があり、外には圧力を加える外国勢力があり、この二つの勢力の狭間で明治新政府は苦悩していました。日本という国をどのように考え、どのようにつくっていくべきなのか、これが当時の最大の課題でした。

一八六九年（明二）、新政府は官制改革を行い、太政官制を敷きました。近代国家を目指して、今でいう首相ともいべき太政官を国の中心に据えました。ところが太政官と並列してというより、その上に神祇官という役職を設置したのです。神祇官は神道による祭典を司式し、天皇親政の教えを人民に伝え、キリシタンを説得する役目を担っていました。伊勢神宮を総本山として傘下に全国の神社を置き、その神社には従前の寺社に替えて、政治教育の指導的機関としての役割を担わせました。神祇官は宣教使を日本各地に派遣しました。彼らの務めは民衆に神国日本ということを説き、彼らを教導することにあつたのです。神国である理由は、天皇が祖先の神々と血を分け合っている万世一系の神であり、天皇を頂点として新しい国づくりを目指すことを意味していました。勤皇の志士と呼ばれる人たちは、「創業の始めに戻る」というモットーのもとに活躍しましたが、「創業の始め」とは、天照大神の神代に戻ることでした。

神祇官の中にあつて実権を握っていたのは、津和野藩主かめいこねかね亀井茲監とその家臣かくは福羽美静びせいです。津和野の流刑キリシタンと深くかかわった人物たちです。彼らは宮中の儀礼改革に乗り出し、一八七〇年「大教宣布の詔」發布に際して、天皇が国家の最高祭主であることを積極的に国民に広めることを奨励した人物です。翌年一八七一年（明四）には大嘗祭が挙行されました。大嘗祭とは、代々引き継がれた天皇の霊が新帝に改めて継承されるという儀式です。直会なおひといつて、天皇が天祖と共食することで霊が下り、神饌しんせんを臣民に配ることで、臣民一同がその功德にあまか与ることとなります。即ち天皇を頂点とする日本は神国であり、臣民は天皇に属するものであることを確認させる儀式なのです。

「大教宣布」の年、明治三年が配流者の中で死亡者が一番多かったのは偶然ではありません。旅の疲労、その他の原因があつたとしても、政府が各藩に働きかけてキリシタン説論に情熱を注いだ年であつたからです。説論の基本は、天皇が最高の祭主であり、日本国民たるものは天皇に属する者であるということです。津和野藩などでは、三十二名の非改心者の死亡者のうち、二十五名が明治三年に亡くなっています。実に全体の八〇%近くがその年に死亡していることとなります。

神国日本ということが納得できなかったのが、キリシタンたちです。国の権威者を認めることにはやぶさかではないが、それがそのまま宗教であることを認めることはできなかったのだ

す。即ち明治政府が目論見たことの基本に反対という立場を取らざるを得なかったことが迫害の最大の原因となったのです。現代風な表現を使えば、信教の自由は人間が本来有している根本的権利であり、いかなる権力も人の内面、良心にまで立ち入ることを許さないという姿勢です。

以上を考察する時、次のことが言えます。

1 信教の自由とか、政教分離という問題は、どんな国づくりを目指すかということと深くかかわっていること。これは現代にも言えることである。私たちは今どんな日本という国のかたちを求めているのだろうか。国民に主権を委ねた国のかたちを真に求めているのだろうか。

2 浦上四番崩れの殉難者たちは、明治維新の国のかたち「国是」を認めることができなかつたことが原因で殉教したと言える。国家のために宗教があるのではなくて、信教の自由、良心の自由があつて国家があるという信念に基づいていた。浦上のキリシタンは、国家権力が個人の良心にまで侵入して当然という見方に断固として抵抗した人たちと考える時、今私たちが享受している信教の自由も、どれ程彼らに負っていることが多いかに気付くのである。殉教とは単なる教会内の論理のみを指すのではなく、もっと広い意味で人間が持

つ基本的人權に及ぶものである。

3 國家の統制の中で、國益に貢獻する限りに於いて保証される信教の自由であつてはならない。この点に關しても斷固とした信教の自由を讓らなかつた人々が浦上のキリシタンたちであつたことに留意する。

二 キリシタン時代の迫害の原因を探る

キリシタン禁教令と迫害についての政治的諸原因については、多くの著者が言及しているので、今更それに触れるつもりはありません。むしろ、迫害の眞の原因は何であり、当時の宣教師がそれについてどのように考えていたかを明らかにしたいと思います。

一六二一年当時のイエズス會管區長、マテウス・デ・コウロスは、今日の迫害は「國是」によるものだと報告しています。ではこの「國是」とはいかなるものだったのでしょうか。

織豊時代といわれる時代は、戰國時代が終わりを告げ、中央集權化に向かつていく時代です。それを完成させるのが徳川幕藩時代です。その時代には、為政者にとって最大の課題は新しい國づくりの基本をどこに置くのかということでした。明治維新の新政府と全く同様です。迫害令で最も有名な、秀吉と家康の例をとつて「國是」なるものを解明し、これに宣教師自身も納

得していたことにも言及したいと思います。

(1) 一五八七年秀吉による「伴天連追放令」

「定」と「覚」の二通がありますが、両者を兼ね併せて読む時、秀吉が何を危惧し、何を排除しようとしているのかが見えてきます。まず、第一の危惧は、「定」の第二条の項からうかがい知ることができます。「国郡在所知行等給人に下され候儀は当座の事に候」という点です。諸大名に与えられた権限は「当座」のことであり、当分任せられたものに過ぎないということです。真の権限は中央にあり、これを強化することが国策なのです。

この時秀吉は中央集権化を阻んだ勢力のことに想いを馳せています。それは一向宗や本願寺の勢力であり、秀吉は信長がこれらの勢力を駆逐するためにどんなに苦労したかを目撃しているのです。宗教勢力が結束した時は、どれ程怖いかも理解していました。それ故、諸外国とも結びつきがあり、キリシタン領主にも強い影響力を持つキリスト教にも疑惑の目を向けました（「定」第三条）。九州を制覇し、西国、特に長崎の教会を見た時の実感をここに見ることができません。

秀吉は九州を制覇し、中央集権化に成功したと考えています。自信をもった秀吉は、伝統的宗教を排斥する政策から保護する政策へと転換しています。一五八四年には延暦寺の再興を許

可し、翌年一五八五年には本願寺に大坂天満の地を与え、仏教保護政策へと転換しています。統一の過程で寺社勢力を結束させ、それにより共通の民族意識を浸透させ、社寺破却の事実を誇張して宣伝し、邪宗キリスト教を浮き彫りにしようとした。

それでは秀吉が考えた「神国」とは何を指すのでしょうか。一五八七年の段階では明確になっていないのですが、この段階ではむしろ仏教を主とした「神国」を考えている傾向があります。「これより後仏教の妨げとならない人々」〔定〕第五条〕は自由に商売をしてもよいと述べているからです。

しかし、一五九〇年代に入ると秀吉の中で、「神国」思想には「天道」という考えが顕著になってきます。天道に従わない時は神罰を蒙り、天道に叶った者が善政を敷くのです。秀吉は天道に叶った者として政権を天より委託されたと自覚するに到っています。天の思想が神道と結びつき、更に権力者と結びつくのです。秀吉は伝統的宗教を保護する者として天より選ばれた君主であり、秩序を打ち崩すいかなるものをも排斥する義務が彼に課せられたと自認したのです。

更に「天道」によって統一されて、神仏儒は一つのものであると考えられるに到るのです。それらは表裏一体のものであり、三教一致の思想と呼ばれます。一五九一年インド総督宛書簡では、秀吉は「この神、竺土（インド）に在りてはこれと呼ばびて仏法となし、震旦（支那）に在

りてはこれを以て儒道となし、日域に在りてはこれを神道という。神道を知ればすなわち仏法を知り、又儒道を知る」と述べています。ここまでくると、天道によって統一された三教一致の思想こそ、彼がいう「神国」、又は「国是」なのです。

秀吉の晩年は、自らを神格化するに到りました。天下統一の基礎ができて、キリシタンを邪宗門とし、神仏儒の保護政策に転じ、天下に絶対者として宗教的権威をもつために自らを神格化した信長に倣ったのです。キリスト教徒は三教一致の日本の「国是」と、天道によって選ばれ、神格化されたという為政者を否定したのです。

(2) 一六一四年家康による「伴天連追放令」

家康は当初より宗教と貿易を分けて考えています。家康の中にも初期より三教一致の思想は根付いていて、キリスト教はこの「神国」にはそぐわないと考えています。一六一四年の追放令では、「日本は神国、仏国にして神を尊び仏を敬い、仁義の道を専らにし、善悪の法を匡ただす」と述べています。彼によると、三教一致を「国是」とする日本を侵すものがキリスト教であり、正法は神仏儒の伝統に基づく日本であり、これを誹謗するキリスト教は邪法なのです。

中世以来、仏教を国民の宗教とする運動がありました。その仏教も鎮護国家的性格をもつに到り、本地垂迹説の発展とともに神道は素朴な宗教であるだけに、禪儒との結合が容易で

あり、「神道は王道、王道、これ神道」という思想に到るのはさしたる抵抗はありませんでした。日本国民の中に流れている旧来の仏儒神が一致して日本という土壌を形成しているところに、外来のキリスト教が入り、それらを誹謗するに及んで、衝突は免れませんでした。

ただし、家康には秀吉と違って神道的色彩より儒教的色彩が、より鮮明に表されています。封建制度を固めるためにも、儒教が教える君臣、父子、夫婦間の道徳を基盤とする教えが利用されました。それでも家康も自分は天命により選ばれた君主という意識があり、三教一致の上に成り立つ日本を守護する務めがあると信じていました。これを侵すいかなる勢力も排除されて然るべきでした。

三 教会はどのように事態を受け止めたか

日本教会は、日本の土壌に土着化すべく、涙ぐましい努力を行つた模範的な教会でした。ザビエルから始まり、バリニャーノは土着化を強力に推し進めた偉大な宣教師でした。『日本のカテキズモ』などに見られるとおり、彼は日本の宗教のこゝを取り上げ、その内容を説明し、更にそれに論駁を加えています。ペドロ・ゴメスの『神学要綱』はその第二部を全部日本の宗教にあてています。この流れに沿ってキリスト教を弁護する護教論者に、不干斎ハビアンとい

う日本人の修道者がいます。彼の著書、『妙貞問答』中では、尼僧とカトリックの修道女が対談を交わし、両者の比較対照を行わせています。しかし、教会は一神教という点では譲ることはありませんでした。すなわち、キリスト教からみれば、日本の神々は人間に過ぎず、デウスより造られた被造物であり、それらの崇拜は迷信なのです。したがって「デウス」(二神教)のことで決定的対決にならざるを得なかったのです。

ハビアンは後に修道会を退会して、『破提字子』(一六二〇)なる排耶書を著しました。彼は、日本は三教一致の思想を基にした神国であり、それに反対するキリスト教が迫害されるのは必ずであると主張しました。ハビアンによると、日本の宗教は自然に即した生き方を大切にすることを教えており、自然の理を否定するいかなる宗教をも許してはならないのです。人間の生涯は自然の理で生きることと十分であり、それを超える恩恵、啓示などは不要なのです。殉教など不条理であり、告白、修道生活などは人間の生活を乱すものと考えられるのです。日本人には正しい理性が備わっており、それに基づいた正しい良心と倫理観があり、それ以上は不必要なのです。無理して宣教師を宣教のために送り込む理由は皆無であり、キリスト教に改宗させる理由など全くないのです。

ハビアンは、迫害、衝突の真の理由は一神教にあると考えていました。「万事に越こえて、デウス(神)を大切に敬い奉るべしとは、主人よりも父母よりも、此このデウスを猶重なおもんじ奉たまつて、デウス

スの御内証に背く義ならば、主、おや（親）の命にも従うべからず。身命をも惜むべからず」との一条は、「国家を傾け奪い仏法王法を泯絶せんとの心、茲に籠れる者也」。

ハビアンによると、神のために全てを捨てて従うキリスト教と、日本が提示する「国是」とは、全く相容れないとの結論です。「御主ゼズ・キリシトの貴き御事を心中にヒイデス（信仰）に受けずしてかなわぬのみならず、死すると云とも、言葉にも、身持にも現わすべきとの覚悟ある事専也」と『どちりな・きりしたん』にはあります。ただ単に心の中で信じるということでは足りない、例え死ぬことになったとしても言葉ではつきりと宣言することが大事であるとキリスト教は教えているのであって、衝突は必至であると彼は結論づけているのです。

一六二一年マテウス・デ・コウロスは、この「国是」とどうしても合致しないキリスト教の根本的教えがあり、迫害は致し方ないと結論づけています。その例として、多くの人が希望していたように豊臣秀頼が天下を治めたとしても、教会が秀吉は神ではなく単なる被造物に過ぎないと話せば、迫害は必至だと述べています。

以上より幾つかの考察を行うことができます。

1 迫害の真の原因は国のあり方についての見解の相違があったことである。それは、教会にとつて決して妥協することができなかった最大、かつ最重要事であった。現代にとつて

もどのような国を目指すのか、これは教会にとっても最大の問題の一つと考える。

2 諸宗教対話を真剣に考える必要がある。同時に『対話と宣言』（教皇庁諸宗教対話評議会・福音宣教師省／カトリック中央協議会・一九九三）に記されているように、対話を進めつつも教会が宣言している教えを損なったり、妥協してはならない。

3 殉教者は「国是」を確信して犯した確信犯である。これは多くの殉教者の例を取り出して説明することができる。

4 現代の最大の問題は世俗主義であり、文化多元主義である。いずれも相対的価値観に蝕まれていて、宗教そのものも相対的価値観の中に埋もれている。又、真理は一つであると主張するキリスト教は、日本の土壌には合わないという意見をしばしば現代も耳にする。日本におけるキリスト教が唯一、絶対の価値を擁護するキリスト教でなく、多元的、もしくは相対的な価値観に基づいている日本文化に接木されたキリスト教であるとすれば、いつまでもキリスト教は日本という土壌に根付かないことになる。

現在迫害がないのは、相対主義的価値にどっぷり浸かっておられるからかもしれない。しかし、キリスト教が一神教ということを主張するとすれば、日本の伝統的宗教、または文化との対立が起こることが考えられる。

5 キリシタン時代は、その時代を生き抜くには日本人キリスト教徒の養成に全力を尽くす

ことしか方法がないと考えた。今回一八八殉教者の列福を準備しているが、その選択の基準を、日本人であり、尚かつキリスト教的価値観を確信した人たちとして選んでいる。殉教者の中に、日本人として、そしてキリスト者としてあえて死を選ぶと宣言している人たちを見出すのである。

戦前・戦中と戦後のカトリック教会の立場

——一九三六年の布教聖省指針『祖国に対する信者のつとめ』再考察

岡田 武夫（東京教区大司教）

序 論 指針『祖国に対する信者のつとめ』の発布とその後の展開

今、日本の国民とカトリック教会は「政教分離」という問題に直面しています。今から七十年前の一九三六年、当時の教皇庁布教聖省は『祖国に対する信者のつとめ』という指針を日本のカトリック教会宛に送りました。これは、日本のカトリック教会が政教分離の問題を考える際に参照すべき重要な教えです。

この指針発布の五年前、一九三一年といえは満州事変が起きた年です。翌一九三二年、日本は満州国建国を宣言し、一九三三年には国際連盟を脱退しました。急速に戦乱が東アジアに拡大していったそのころ、日本のカトリック教会は外国の宗教として周りから冷たい目で見られ、弾圧と迫害にさらされてきました。そのような状況で、一九三二年に起きたといわれる『靖国神社参拝拒否事件』を契機に、教会にとつて重大な問題が生じました。それは国家神道の神社への参拝の是非という問題です。

当時、カトリック学校であっても、その児童・生徒・学生は学校行事として国家神道の神社へ参拝するよう求められていました。そのため、「参拝すれば天主の十戒〔1〕の第一戒に背くことになるのではないか」という良心の問題が生じました。そこで、当時の教会指導者は参拝の

意味を文部省へ問い合わせ、有識者の意見を聴取し、その結果を教皇庁の布教聖省に報告して、その判断と指導を仰ぐことにしたのです。

布教聖省はこの要請に対して前述の指針『祖国に対する信者のつとめ』を發布し、「国家神道の神社で行われる儀式に参拝することは許される」と回答したのでした。以下に、この指針に結論として述べられている部分を引用します。

日本帝国の司教たちは次のことを、信者たちに教えるべきである。政府によって国家神道の神社として管理されている神社において通常なされる儀式は（政府が数回にわたって行った明らかな宣言から確実に分かるとおり）、国家当局者によって、単なる愛国心のしるし、すなわち皇室や国の恩人たちに対する尊敬のしるしと見なされている。また、文化人たちの共通の見解も同様なものである。したがって、これらの儀式が単なる社会的な意味しかもっていないものになったので、カトリック信者がそれに参加し、他の国民と同じように振る舞うことが許される。ただし、自分の振る舞いに対するまちがった解釈を取り除く必要があると思われる場合には、信者たちは自分の意向を説明すべきである。²⁾

カトリック学校で学ぶ者が団体で神社の儀式に参列する場合は是非から始まったこの問題は、

やがて個人として参拝してもよいかどうかという問題へと波及しました。また、「(カトリック信者がそれに参加し、他の国民と同じように振る舞うことが)許される」という教皇庁の見解は、日本のカトリック教会によって「(参列するように)教える」という方向に進展していったのです。⁽³⁾

一九三六年の指針『祖国に対する信者のつとめ』は厳しい状況に置かれた七十年前の日本の教会の質問への回答でした。その後、カトリック教会も日本国も大きな変化を経験しました。ですから、この指針の内容がそのまま今日の教会の在り方へ適用されるべきではありません。そこで、いくつかの論点を整理して検証してみましよう。

一 国家宗教（国家神道）と信教の自由

a 戦前・戦中から戦後の展開

靖国神社は戦前まで国家宗教（国家神道）の神社でした。当時、指針『祖国に対する信者のつとめ』は国家神道の儀礼に「カトリック信者がそれに参加し、他の国民と同じように振る舞うことが許される」と教えました。しかし今日、国家の宗教（国教）は日本には存在せず、日本国憲法もその存在を認めていません。むしろ、日本国憲法は厳しい政教分離を定めています。

それは信教の自由を保障するための規定です。七十年前のカトリック教会は国家神道の儀礼への参加については許容しました。この時点での教会は、国家神道は国家宗教であり、国家宗教の存在は人間の基本的人権である信教の自由を侵害する、という見解を示してはいなかったのです。

しかし、七十年を経て、カトリック教会の国家宗教（国教）についての考え方には発展がありました。第二バチカン公会議の『信教の自由に関する宣言』は、信教の自由の権利を確認するとともにその理解を大きく前進させました。その内容は次のようなものです。

聖なる教会会議は、……（中略）真理がやさしく、そして強く心にしみ込む真理そのものの力によらなければ義務を負わせないことも宣言する。（第1項）

（何人も）自分の良心に反して行動するよう強制されてはならない。また、特に、宗教の分野において、自分の良心に従って行動することを妨げられてはならない。（第3項）

「皇帝のものは皇帝に、神のものは神に返しなさい」（マタイ22・21）と、皇帝に対する納税を命じ、公権とその諸権利を認めたが、はっきりと、その上の神の権利を尊重するように教えた。（第11項）

聖パウロは……（中略）次のように命じた。「人は皆、上に立つ権威に従うべきです。

……權威に逆らう者は、神の定めに従くことにな(る)。(ローマ13・1―2)。しかしそれとともに、神の聖なる意志に逆らう公権に反対することを恐れなかった。「人間に従うよりも、神に従わなければなりません」(使徒言行録5・29)。

(第11項)

このように、信教の自由はカトリック教会が終始教えてきた、人間の尊厳に由来する基本的人権です。ただし、その理解と実践において、不十分な点があったことも「信教の自由に関する宣言」は認めています(第12項参照)。

b 教会の「信教の自由」への理解の深まり

過去における教会のメンバーが「良心の自由」「信教の自由」を侵害した事実に触れたのは教皇ヨハネ・パウロ二世の使徒的書簡『紀元2000年の到来』です。教皇は次のように明言しました。

教会の息子や娘たちが悔い改めの精神によって振り返らなければならない、もう一つの痛ましい歴史の一章は、何世紀にもわたって、真理への奉仕に際しての不寛容、さらには暴力の行使を黙認してきたことです。

正確な歴史判断は、当時の文化状況に関する慎重な研究と切り離せないことは事実です。しかし、こうした歴史の結果、ほんものの真理をあかしするためには、他者の意見を抑えついたり、または無視したりすることも場合によってはやむをえないと、多くの人が思うようになってしまったかもしれません。多くの要因はしばしば、不寛容を正当化する憶測を生み、真に自由で神に満たされた偉大な人間だけが不寛容から逃れることができるのだという、情緒的な雰囲気を助長しました。……（中略）……「真理は、やさしく、そして強く心にしみ込む真理そのものの力によらなければ義務を負わせない」（「信教の自由に関する宣言」第1項）のです。

（第35項）

第二バチカン公会議『信教の自由に関する宣言』（一九六五年）ならびに教皇ヨハネ・パウロ二世の使徒的書簡『紀元2000年の到来』からみるだけでも、信教の自由の教えの理解に関して、この七十年の間に、大きな発展と深まりがあったことが分かります。

この際わたしたちは「良心の自由」「信教の自由」という基本的人権についてのわたしたちの理解が未熟であったことを率直に認めなければなりません。そしてこのような反省に基づき、今日の教会の教えに従って、国家宗教の存在は国家権力による信教の自由の侵害あるいは制限にあたると思えざるをえないでしょう。

二 国家と教会の関係

a 戦前・戦中から戦後の展開

前述のように、戦前・戦中の日本のカトリック教会は外国の宗教として周りから冷たい目で見られ、弾圧と迫害にさらされていきました。そのため、当時の教会指導者たちはこのような偏見を解くために、全国の信徒に向かって、国を愛し君主には忠誠を尽くすようにと教えたのです。

戦争の悲劇の一つに、たとえ同じ神を信じる者同士であっても、衝突し、敵対し、戦闘しなければならぬということがあります。敵対する国民が同じカトリック信者である場合には、それは教会にとってさらに深刻であるにもかかわらず、それぞれに愛国心と忠誠心をもつように教えられました。しかし、イエスは「敵を愛し、平和を築くために働く」ように教えています。国家のために国民があるのではなく、国家は国民のために存在するのです。第二バチカン公会議は国家権力の存在は認めますが、それは「国民の基本的人権などの共通善を守り保障するためである」と教えています⁽¹⁾。

「皇帝のものは皇帝に、神のものは神に返しなさい」（マタイ22：21）というイエスのことは、

無批判に為政者に服従することを教えているわけではありません。ペトロのように場合によっては「人間に従うよりも、神に従わなくてはなりません」(使徒行録5・29)といわなければならぬのです。

戦前・戦中のカトリック教会の指導者は、日本でも教皇庁でも「大東亜戦争」が侵略戦争であるという明白な認識をもっていなかったと思われまます。もし侵略戦争という認識をもっていたとすれば、「殺してはならない」という第五戒を守るようにと教えたことでしょう。正当な戦争には第五戒は適用されない、そしてこの「大東亜戦争」は正戦でありかつ聖戦である、と考えられていたのです。⁽⁵⁾

b 過去の過ちを認めた教会

一九九四年になって、教皇ヨハネ・パウロ二世は『紀元2000年の到来』のなかで、全体主義政権による基本的人権の侵害を見過ごしたことを嘆いて次のように述べました。

現代の教会という観点からは、わたしたちはどうして識別の欠如を嘆かずにいられましようか。それは時々、黙認に陥り、多くのキリスト者は、全体主義政権による基本的人権の侵害を見過ごしてしまいました。

(第36項)

「神聖にして侵すべからず」という明治憲法下での神権天皇制は一九四五年に終焉しました。この神権天皇制に、結果的ではあったにしてもカトリック教会が追随することになったのは、カトリック信者が天皇を尊敬し天皇に忠誠を尽くすことは神の支配と対立しない、神のみ心に適っている、という前提のもとでのことでした。しかし、アジア・太平洋地域の人々を侵害することは決して神のみ心ではなかったはずです。

三 政教分離と社会的儀礼

今日のカトリック信者にとつての社会的儀礼の意味と靖国神社参拝

一九三六年の布教聖省の指針『祖国に対する信者のつとめ』は、他の宗教の祭儀であっても、それに参加することが社会的儀礼として尊敬と礼儀をあらわし、信仰と道徳に反しない場合であれば、カトリック信者がその儀礼に参加することが許されると教えました。

しかし今日、国家神道は存在しないのですから、かつてのような神社参拝は国民の義務ではありません。まして靖国神社参拝も国民の義務ではありません。それでは、現代のカトリック信者にとつて、靖国神社参拝はいかなる意味をもつのでしょうか。カトリックの典礼や祈り方、すべての戦死者・戦没者の安息のために祈ることはカトリック信者にとつてふさわしい行

為です。それでは、カトリック信者が靖国神社に参拝して神道の儀礼によって慰霊の祈りをさげることがどうか考えたらよいのでしょうか。

靖国神社は「英霊」だけを祀る神社です。天皇のために命をささげたとされた人を祀るのであって、それ以外の戦死者・戦没者は対象にされていません。わたしたちカトリック信者は、すべての死者の安息を祈るべきではないでしょうか。また、靖国神社参拝は戦争を肯定し美化する意味をもっていないでしょうか。すくなくとも侵略された国々の国民にそのような印象を与えてはいないでしょうか。そもそもアジアの国々は靖国神社の存在をどう思っているのでしょうか。このような問題があることをカトリック信者として考慮すべきです。

カトリック信者は自己の信仰の行為として死者のために祈り、平和への決意を新たにすべきですし、それはとてもよいことです。また、社会的儀礼として他宗教による儀礼に参列して死者の安息を祈ることは、何の差し支えもありません。しかし、カトリック信者が、たとえ個人の資格であっても靖国神社の儀礼に参列する場合は意味が違ってきます。それは「社会的儀礼に属することなので、何の差し支えもない」とはいえません。この場合は、個人が他宗教の葬儀などに参加する場合の「社会的儀礼」とは根本的に異なります。信者による靖国神社参拝は通常の社会的儀礼を超え、教会が戦前・戦中に犯した同じ過ちに陥る危険を孕んでいます。一九三六年の指針を根拠に、信者が靖国神社に参拝することにはまったく問題がない、というこ

とはできません。⁽⁶⁾

靖国神社参拝に限らず、カトリック信者は、たとえ社会的儀礼とされることであってもそれをよく吟味し、福音の精神に合致しているかどうか判断しなければなりません。

四 日本のカトリック教会の戦争責任に関する見解

日本のカトリック教会は今までに、戦争責任についていくつかの公式の声明を出しています。一九八六年、第四回アジア司教協議会連盟(FABC)総会で、当時の白柳誠一司教協議会会長がアジアの人々への謝罪を表明しました。⁽⁷⁾この謝罪は、これに先だって開かれた一九八六年度定例司教総会において、FABC東京総会で、主催国司教団として戦争責任を表明することを検討し承認された司教団の公式なものです。一九九五年、日本カトリック司教団は『平和への決意―戦後五十年にあたって―』を発表し、次のように述べました。

今のわたしたちは、当時の民族主義の流れのなかで日本が国をあげてアジア・太平洋地域に兵を進めていこうとすると、日本のカトリック教会が、そこに隠されていた非人間的、非福音的な流れに気がつかず、尊いいのちを守るために神のみ心にそって果たさなけ

ればならない預言者的な役割についての適切な認識に欠けていたことも、認めなければなりません。

今これらのことを率直に認め、神と、戦争によって苦しみを受けた多くの人々に対してゆるしを願ひ、罪の償いの責任を果たすよう努め、祈りたいと思います。

また、日本カトリック正義と平和協議会も『新しい出発のために―戦後50年にあたって日本カトリック正義と平和協議会の声明―』（一九九五年）を発表し、さらなる戦争責任の解明・分析が必要であると述べました。

以上のことをふまえて、二〇〇五年の日本カトリック司教団のメッセージ『戦後60年 平和メッセージ―非暴力による平和への道―』今こそ預言者としての役割を―』は、より直截に靖国神社参拝の問題に触れています。そこにおいて、今再び靖国神社参拝を社会的儀礼として容認し、政教分離の原則を緩和しようとする動きに対して強い懸念を表明したのです。

五 日本のカトリック教会の政教分離に関する見解

(1) 政教分離の遵守

日本の司教団は、繰り返し政教分離原則を遵守するよう政府などに訴えてきました。一九八九年、年号が昭和から平成に変わるときに、天皇の逝去と即位の儀式についても日本国憲法の「信教の自由と政教分離の規定（二十条および八十九条）」を守るよう政府に要望しました。

戦前の国家神道の存在を否定し、その復活を防ぐために政治権力の機関は、すべての宗教団体に対して中立的存在でなければならぬという趣旨を徹底させるためにこそ、日本国憲法には政教分離規定が存在するのです。ですから、「社会的儀礼と習俗的行為」についても政教分離原則を厳格に適用すべきであると考えます。⁽⁸⁾

しばしば誤解されているようですが、「政教分離」を単純に「政治と宗教の分離」と解するべきではありません。政教分離の「政」は「国家」、「国家権力」、政治権力の機関などを指しています。一方、「教」とは「宗教」あるいは「教会」という意味ではなく、「教団」、つまり宗教団体、権利と義務の主体である法人、その機関、責任の主体などを指していると考えられます。

前述のように、「皇帝のものは皇帝に、神のものは神に返しなさい」（マタイ22・21）というイエスのことばは、宗教と政治の分離、政治への宗教の不介入ということを教えているではありません。確かに、個人も団体もある範囲の中で、自立性と独立性をもち、責任をもって自己に委ねられた任務を遂行します。それは尊重されなければなりません。しかし、彼らは神の下で存在しているのであり、神にその責任を問われることを決して忘れてはならないのです。

政教分離の精神は、教会と国家権力との関係にも適用されます。教会の指導者は国家権力との間に一定の距離を置かなければなりません。司教、司祭などが地上の権力を行使する立場につきことは望ましくありません。「聖職者は、国家権力の行使への参与を伴う公職を受諾することは禁じられ⁹⁾」ています。

(2) 諸民族の文化・伝統の尊重と「愛国心」

カトリック教会は、信教の自由とともに諸民族の文化・伝統を尊重するよう教えます。誰しも自分を育ててくれた郷土を大切に思うものですが、それが他民族への排斥や憎悪に結びつくことのないように戒め、互いの相違を認め合い助け合うよう勧めています。わたしたちは、すべての文化の中に神の創造の働きを認め、それを浄化し、より福音の精神に適ったものにするよう努めなければなりません。これが「普遍の教会」の在るべき姿なのです。

カトリック教会は愛国心を否定しません。それは自己愛を否定しないことと同様です。「隣人を自分のように愛しなさい」(マタイ22・39)。これと同じように次のようにいうことができず。「隣国を自国のように愛しなさい」。愛国心を隣国への配慮から分離して主張する場合には危険が伴います。真の愛国は隣国の存在と自国との調和と共存を目指します。隣国を肯定し尊重すること、他国の蔑視、敵対につながらないよう、愛国心の表現に注意することが重要^⑩です。ですから、過去の歴史を反省するカトリック教会としては、自民党の新憲法草案のように、政教分離原則を緩和し、社会的儀礼と習俗的行為を例外にするという動きに対しては、他国を排斥し侮蔑する民族主義に結びつく恐れが大であるという懸念を表明せざるをえないのです。

結 語

「靖国神社参拝拒否事件」に象徴される日本のカトリック教会が直面した課題とその苦難の道程を振り返るとき、当時の教会の指導者たちの苦悩を思います。彼らは、神の教えを伝え守らせるという使命とともに、国の文化・伝統を尊重し、為政者に忠誠を尽くし信者を保護しなければならぬという任務にも忠実であろうと努めました。

わたしたちは唯一の神を礼拝しなければなりません(第一戒)。しかし、他者の良心の自由と

信教の自由を尊重しなければなりません。それは人間の尊厳への尊重であり、隣人愛の基本です。また国家の存在を認めその命令には従わなければなりません（第四戒）。しかし、公権の命令が神のみ心に背く場合は、人より神に従わなければなりません。人の命を奪い傷つけてはならないのです（第五戒）。しかし、戦中・戦前は「正戦・聖戦」ということがいわれ、教会は、正しい戦争は第五戒の適用外としました。そのため、当時の教会指導者は種々のおきてと要請の複合する状況で、具体的判断と適応を迫られるという非常に困難な状況に置かれていたと思われまます。

一九三六年の指針から七十年を經過し、状況はまったく変わってきました。しかし、神のおきてを総合的に遵守するという要請に変わりはありません。核戦争の時代に入り、第二バチカン公会議を経て、現代の教会は正戦論に厳しい制限をつけているのです。

一九三六年の布教聖省の指針『祖国に対する信者のつとめ』は、当時の状況における具体的な問題への教皇庁の指導でした。指針の前提が大きく変わってしまった以上、そのまま今の日本の教会へ適応することはできないといわなければなりません。しかしその内容を現在の教会から再検討すれば、今日のカトリック信者にとっても大いに学ぶべき点を見出すことができます。

現在、わたしたちは日本の習俗、習慣、諸宗教について次のように考えることができます。

- 1 国家はいかなる宗教であれ特定の宗教を国民に強制してはいけなし、便宜を与えてもならない。
- 2 戦争を肯定し美化する恐れのある社会的儀礼・習俗的行為を国家・公共団体が行い、あるいは主催し援助することは許されない。
- 3 教会は宣教地の習慣・儀礼・文化・宗教などを否定したり排斥したりしない。そこに含まれている、真善美に適った価値を尊重し評価する。
- 4 ただし、そこに含まれていることは何でも肯定するということではない。非人間的な要素、非福音的な要素を識別し峻別しなければならぬ。
- 5 あらゆる民族の習慣・儀礼・文化・宗教などが浄化され聖化されて、より福音の精神に適ったものとして完成されるよう教会は協力し努力する。

注

(1) 「第一戒」 わたしはあなたの主なる神である。わたしのほかに神があつてはならない。(第二

戒) あなたの神、主の名をみだりに唱えてはならない。(第三戒) 主の日を心にとどめ、これを聖とせよ。(第四戒) あなたの父母を敬え。(第五戒) 殺してはならない。(第六戒) 姦淫してはならない。(第七戒) 盗んではならない。(第八戒) 隣人に関して偽証してはならない。(第九戒) 隣人の妻を欲してはならない。(第十戒) 隣人の財産を欲してはならない」(「カトリック教会の教え」第三部第二節参照)。

(2) 布教聖省の指針『祖国に対する信者のつとめ』は、カトリック中央協議会福音宣教研究室編『歴史から何を学ぶか—カトリック教会の戦争協力・神社参拝—』(新世社発行)に収録されている。

(3) 『歴史から何を学ぶか』69—70ページ参照。

(4) 個人、家庭、諸団体は、社会生活を営むためには共通善が必要であり、そのためには共同体が必要と考える。そこで政治共同体を形成し、共通善を実現し保護し前進させようとする。政治共同体は共通善のために存在する。共通善とは「個人・家庭・団体がそれぞれの完成により完全に、より容易に到達することができるような社会生活の諸条件の総体である」(『現代世界憲章』第74項参照)。

(5) 一九三五年の全日本教区長共同教書など、また日本カトリック正義と平和協議会「新しい出発のために—平和を愛するすべての兄弟姉妹、特にアジア・太平洋地域の皆さんへ」(ともに『歴史から何を学ぶか』に収録)参照。

(6) 二〇〇〇年の歴史の中で教会は常に信仰と道徳の普遍の真理を説くよう努めてきた。そして、

その原則にのっとり、社会の動勢に応じて、具体的な問題・課題について様々な発言を行ってきた。状況は刻々変化するものである。原則は同じであってもその適用は柔軟でなければならぬ。教会みずからが過去に発表した事項を結果的に否定ないし修正する文書を発表することがある。教皇ヨハネ・パウロ二世の『紀元2000年の到来』がその顕著な例である。同じ事項について新しい発言・決定・指針が出れば、前の発言・決定・指針は修正されることとなる。それは具体的な事項についての前提や条項が変化するからである。

なお一九三六年の指針はカトリック教会の宣教の姿勢を述べたものであり、それは今日でも有効な基本的教えである。その趣旨は、『宣教地における儀礼、慣習、文化は信仰、道徳に反しない限り尊重し大切にするように』ということである。一九三六年の指針では国家神道の神社への参拝についてだけでなく、他の宗教に由来する葬儀、結婚式への参列についても述べている。

「同司教たちは、信者が葬儀、結婚式など日本の社会で通常に行われている私的な儀式にあずかる場合（必要なら前述のように自分の意向を表して）、他の宗教に由来するものであるとしても、現在では、場所や人の状況、さらに、一般の通念によれば、単なる礼儀や相互の愛情の表現に過ぎないすべての儀礼に、他の人と同じように参加することを、信者に許すことができる」（『歴史から何を学ぶか』135ページ）。

わたしたちは現在でも仏教の葬式や神道の結婚式に参列しても差し支えないわけである。しかし、国家神道であった靖国神社については前提である国家神道の神社ではなくなったのでそのまま適用することはできない。

日本では大日本帝国憲法という前提が日本国憲法という前提に変わり、しかもその後第二バチカン公会議があった。教会内でも信教の自由、正しい戦争についてなどの思索の発展があった。したがって《一九三六年の指針は、その趣旨は現在も尊重されるが、同指針の国家神道についての教えをそのまま現在適用することは適切ではない》というのがわたしの見解である。

(7) 『歴史から何を学ぶか』136―138ページ参照。

(8) 宗教的起源をもつが永年の間に民衆の日常生活に溶け込み習俗化したとみられる行事・習慣など、たとえば、節分の豆まき、門松、クリスマス・ツリーなどは、国家の機関が行っても、即政教分離原則に反するとは考えない。ただし津地鎮祭訴訟第二審判決の挙げる三基準に反していないことが必要である。

1 行為の主宰者が宗教家ではないこと。

2 行為の順序作法が宗教界で定められたものではないこと。

3 行為が一般人に違和感なく受け入れられる程度に普遍性を有すること。

「社会的儀礼又は習俗的行為」であってもすべてをそのまま政教分離規定の例外にするべきではない。信仰、道徳、福音という基準から判断しなければならない。

(9) カトリック新教会法典第二八五条第3項。

(10) 『現代世界憲章』は次のように教える。「国民は祖国愛を惜しみなく忠実に養うべきであるが、心の狭さを避け、諸民族、諸国民、諸国家の間における種々の関連によって結ばれている全人類家族の善を常に志さなければならない」(第75項)。

また、「教会の宣教活動に関する教令」の中にも、次のような教えを見出すことができる。

「諸国民のなかから教会に集められたキリスト信者は、『統治の点でも、言語の点でも、政治生活体制の点でも、他の人々と全然異なっていない』のであるから、自国民の正しい生活慣習に従って神とキリストのために生き、善良な市民として真に効果的に祖国愛を実践するとともに、一方他民族に対する軽べつや過度の民族主義を排除して、人々に対する普遍的愛を促進しなければならぬ」(第15項)。

参照すべき文献

- ・第二バチカン公会議「信教の自由に関する宣言」(一九六五年)
- ・教皇ヨハネ・パウロ二世使徒的書簡『紀元2000年の到来』(一九九四年)カトリック中央協議会発行
- ・日本カトリック司教協議会社会司教委員会編『戦後60年 平和メッセージ「非暴力による平和への道」—今こそ預言者としての役割を—』(二〇〇五年)カトリック中央協議会発行
- ・カトリック中央協議会福音宣教研究室編『歴史から何を学ぶか—カトリック教会の戦争協力・神社参拝—』(一九九九年)新世社発行
- ・新要理書編纂特別委員会編『カトリック教会の教え』(二〇〇三年)カトリック中央協議会発行

信教の自由と国家

高見 三明（長崎教区大司教）

はじめに

すべての人間が人間である限り生まれながらに持っている権利を「基本的人権」と言います。これは、国家や憲法に先立って存在する自然権であり、政府の権力によっても憲法や法律の改正によっても、これを侵害することは許されないとされているものです。日本国憲法も生命、自由及び幸福追求の権利（第十三条）、平等権（第十四条）、思想（第十九条）および信教の自由（第二十條）、集会・結社・表現の自由（第二十一条）などを基本的人権として規定し、認めています。ところが、昨今の国内情勢には、これらの基本的人権をあらためて守る必要があると言わなければならぬと感じさせるものがあります^①。「教会は常に、どこにおいても、真の自由をもつて信仰を説き、社会に関する自分の教説を教え、人々の間において自分の任務を妨げなく実行する権利を持っている。なお人間の基本的権利や霊魂の救いのために必要であれば、教会は福音および、さまざまな時と条件に応じてすべての人の益にふさわしいあらゆる手段を、そしてそれのみを用いて、政治的秩序に関する事においても倫理的判断を下すことができ^②」、それに基づく明確な意見や考え方を市民や社会に訴えて、預言的使命を果たさなければなりません。ただし、「キリスト信者個人または団体が、キリスト教的良心に基づいて一市民として

行なうことと、牧者とともに教会を代表して行なうことを明確に区別すること⁽⁴⁾は重要です。ここでは、基本的人権の一つである信教の自由と、それを保護するために重要な政教分離の原則についてカトリック教会の教えることをあらためて述べたいと思います。

第一章 信教の自由

一 一般の定義

「信教の自由」とは、一般では「何らかの宗教を信じる、または信じない自由。宗教的行為を行う自由、またそれを強制されない自由、宗教団体を設立する自由などを含む」⁽⁵⁾「日本国憲法の保障する基本的人権の一つ」と理解されています。

二 法律等による保障

① 信教の自由は、大日本帝国憲法においては条件付で認められていました。

「日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス」(第二十八条)。

② しかし、日本国憲法では明確に保障されています。

「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する」(第二十条第一項)。

③ 国際連合総会において、一九四八年十二月十日に採択された「世界人權宣言」には次のように述べられています。

「すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む」(第十八条)。

三 カトリック教会の教え

第二バチカン公会議は、『信教の自由に関する宣言』（一九六五年）において次のように教えています。

① 基本的人権

人間は、人格の尊厳に基づいて、信教の自由に対して権利を持つ（1番、2番）のであるから、それは、すべての市民と宗教団体と公権によって尊重されなければならない。⁽⁷⁾

② 個人の信教の自由

神への信仰は、真理を知る理性に基づき、自由意志による行為である（10番）。従って、信教の自由は、「すべての人間が、個人あるいは社会的団体、その他すべての人間的権力の強制を免れ、したがって、宗教問題においても、何人も、自分の確信に反して行動するよう強制されることなく、また私的あるいは公的に、単独にあるいは団体の一員として、正しい範囲内で自分の確信にしたがって行動するのを妨げられないところにある」（2番、12番）。

③ 宗教団体の信教の自由

「人間の社会性そのものが、内的敬神の行為を外部に表現し、宗教の分野で他の人と交わり、団体的に宗教を奉じることを要求する」（3番）。信教の自由はこの宗教団体にも認められなければならない（6番）⁽⁸⁾。

カトリック教会は、宗教団体として、「人間社会において、またすべての公権の前で、自由⁽⁹⁾

を要求する」。また「キリスト教の信仰の掟に従って市民社会に生活する権利をもつ人々の社会としても、自由を要求する」。この教会の自由は、「教会と公権およびすべての社会秩序との関係の根本原理である」(13番)。

④公権の義務

公権は、正しい法律と他の適切な手段によって、効果的にすべての市民と宗教団体との信教の自由を保護し、宗教生活が送りやすいような条件を作らなければならない(6番)¹⁰。

⑤公権の制約

公権が、暴力または脅迫その他の手段によって、市民に対して、特定の宗教の信奉または放棄を強制したり、あるいは、だれかが宗教団体に加入し、またはそれから脱退することを妨げたりすることは許されない。まして、宗教を撲滅あるいは弾圧するために暴力を用いることは、神の意志と個人および諸国民の家族の神聖な権利に反する(6番)。

⑥信教の自由の限界

自由を行使する場合、だれでも、個人的・社会的責任の道德原理、とくに愛と正義を守らなければならない。この意味で、信教の自由は無制限・無条件ではない。「自分の確信に従って行動する自由」には、「正しい範囲内」あるいは「正当な治安を乱さない限り」という条件が付けられる(2番、7番)。「信教の自由の権利に内在する『正当な限界』は、それぞれの社会

状況に合わせ、共通善の要求に基づいた政治的賢明さをもって定められ、「客観的な道德秩序に一致した法規に従って』公権によって批准されなければ」^①ならない。

この信教の自由は、それぞれの国において保障されなければなりません。そのため、国家と宗教団体の適切かつ公正な関係が重要になります。

第二章 政教分離すなわち国家と宗教団体との関係

人間は社会的存在ですから、何かの団体に帰属することはその人のアイデンティティーの一部を成しています。実際、だれでも、家族や学校、会社や地域社会、宗教団体そして国など、さまざまな団体の一員として生活しており、そのような団体と一切かわりのない生活は不可能です。

したがって、個人、家庭、諸集団は、十分に人間らしい生活を送り、共通善をよりよく実現するために、国家のような政治共同体を形成し、その分裂を防ぐために権威を必要とします。

「それゆえ、政治共同体と公権は人間の本性に基づくものであり、したがって神の定めた秩序に属するものであることは明白¹²⁾」です。同様に、人がある宗教に帰依する場合、その宗教団体に属するのが普通です。

国家と宗教団体は、いわば世俗世界と精神世界という次元の異なる分野に属するため、完全に独立分離し互いに尊重し合えば問題はないはずですが、しかし、人類の歴史を通して両者の関係のあり方に起因する問題が絶えず生じました。国家とある宗教団体が対立すると、その宗教団体に属している人は、どちらを優先させるべきか、二者択一を迫られます。宗教団体を優先させると国家から弾圧され、国家を優先させると自分の宗教に背くことになるのです。他方、複数の宗教が存在する国において、国家と特定の宗教団体が結びつくと、信教の自由の普遍的な保障に有益でないだけでなく、国家権力との癒着によって宗教が墮落腐敗する危険性をはらんでおり、また国家を宗教的対立に巻き込むことによって国家に対する不信感や憎悪を国民に生じさせ、国家そのものの破壊を招くおそれがあります。従って、国家と宗教は分離されることが望ましいのです。¹³⁾

結局、近代国家において、政教分離は、自由主義の要求に応じて教権から国家と個人を解放するとともに、国家権力から宗教団体を解放しようとする制度です。これは、宗教団体が国の政治を支配しまたはこれに干渉することのないようにすると同時に、国が宗教団体の活動と個

人の信仰に対して不当に干渉することを防ぐためのものなのです。⁽¹⁴⁾

ともあれ、国家が宗教に対してどのような態度をとるかは、それぞれの国の歴史的條件によつてかなり相違があり、政教分離は、国民の信教の自由の保障から論理的におのずと生まれることがらではありません。ですから、政教分離に関する諸規定の解釈は歴史的背景を考慮して行われなければなりません。

一 政教一致あるいは神権政治

ある国の統治者が、全国民とともに同一の宗教を奉じている場合には、おのずから政治と宗教が渾然一体となり、したがつて、その国内では信教の自由は問題にならないかもしれません。現実に国民が一人の例外もなく同一の宗教を自由に奉じている国は非常にまれだと思いますが、それに近い例は少なくないようです。

まず、政治と宗教が未分化の原始社会あるいは未開社会では、政治社会の支配は神あるいは神の代理人ないし仲介者によつて行われていました。たとえば古代のエジプトやオリエントの国々、古代イスラエル社会がそうでした。また文明社会でも、宗教的価値が他の価値を圧倒している社会では神権政治体制がしかれることがあります。⁽¹⁵⁾ 中世ヨーロッパのキリスト教社会、

明治から十五年戦争終結までの日本、イスラーム諸国などが挙げられます。逆に、政治が宗教を完全に統制下に置き、極端な場合は弾圧する国もあります。それは、現在の共産主義国家や軍事政権下の国家でも見られます。¹⁶⁾

(1) イスラエルの王国¹⁷⁾

イスラエルの民は、先祖が遊牧民でしたから、部族社会を形成していました。アブラハムがカナン（現イスラエル・パレスチナ）に定着した後、その子孫は飢饉のときエジプトへ行き、そこで大きな民族に成長しました。エジプト王に抑圧されたとき、神から遣わされたモーセによって解放され、約束の地カナンに向かいました。その途中、シナイにおいて神はイスラエルの民と契約を結び、彼らをご自分の民とします（出エジプト記19・6）。それは、政治的共同体というより宗教的・民族的な共同体でした。カナンに定住すると、次第に国家体制をとる必要に迫られ、君主制の王国を築きます（サムエル記上8・4―22）。しかし、エジプトやメソポタミア諸国のように、王が神の化身であるという考えはなく、王制の基本的な性格は、神との契約によって規定されました。つまり、神こそ、その民イスラエルを導き救う方（同8・8、10・18―19、12・12）、自ら民を治める真の王であるから（士師記8・23）、民も王も契約を守ることによって神に従わなければなりません（サムエル記上12・13―14）。もともと、王は注油によって聖

別された尊敬に値する者であり、とくにダビデ王以後、神の養子、つまり神の権能の保管者とされ、すべての王の王とされました（詩編2・7、89・27―28）。神は王と共におり（サムエル記上18・12）、神に従い、神から祝福された王は、神の名によって戦い（同17・45）、貧しい人を救い抑圧された人々を解放します（詩編72）。王はさらに祭司と同じように神に献げ物をささげ、民の名で祈り、民を祝福しました（サムエル記下6・13、列王記上8・5、14―65）。このように、王は、正義と平和を愛し神に忠実であるという民の理念を政治に反映させるよう求められました。しかし実際にはわずかの例外を除いて、ほとんどの王たちが契約を破ったため、国が滅びる結果になりました。そのため神権政体のもと真の正義と勝利と平和を実現するダビデ家の王、すなわちメシア（「注油された者」の原意から「救い主」の意味を持つようになる）が期待されるようになりました（イザヤ9・1―9、11・1―10、エゼキエル34・23―24）。この期待にこたえるのがイエス・キリストでしたが、政治的な王でなかったため、イスラエルの民は彼を退けました。しかし、彼が死と復活によって打ち建てた国は教会を通して実現しつつあります。

他方、イスラエルの人々は、一九四八年に「イスラエル共和国」を建て、現在に至っています。それは、ユダヤ教を国教としてはいないものの、それを基調とした民主国家です。一部の人々はかつての神権政体の復興を望んでいると言われます。

(2) イスラーム国家

イスラームは、預言者ムハンマドが六一〇年に創唱した一神教のことで、「唯一の神アッラーに絶対に従徒すること」を意味し、信者（ムスリム）は「絶対的に服従する者」を意味します。ムハンマドは宗教と政治の両権限を持っていました。イスラーム国家は、ムハンマドの後継者または代理（カリフ）の権威を誓約によって認める個々のムスリムの集合体、つまり共同体（ウンマ）あるいは政治構成体（ジャマア）のことで、西欧諸国の国家の概念とは異なります。イスラーム国家はムスリムによって構成され、イスラームという宗教思想に基づいて構築され、イスラーム法によって統治されている国のことです。

イスラームで人権が盛んに論じられるようになったのは二十世紀後半になってからです。「人権に関する世界イスラーム宣言」（一九八一年）では、「宗教において強制があつてはならない」と言われています。また自分の宗教的信条に従つて信仰する自由、宗教・信条への敬意、および宗教に対する誹謗中傷の禁止、宗教的少数派の宗教法上の自治権などがうたわれています。しかし、イスラームは本質的に聖俗分離を認めませんし、信者がイスラームを離脱する自由を認めていません。そのため現代の西欧世界は、純粋なイスラーム体制が実現すれば主権を神に帰すことになり民主主義と対立すると批判しています。¹⁸⁾

(3) ローマ帝国と中世ヨーロッパ

アウグストゥス皇帝は、ローマ帝国の平和はローマの神々の力によると信じ、この父祖の宗教を他の奇異な儀式によって歪めようと企てる人々を忌み嫌い罰すべきであると考えました。

さらに人々は皇帝の精霊に神酒や花や香を献げる儀式を行い、それが帝国と皇帝に対する忠誠のあかしとして利用されました。ローマ帝国は、国家神と矛盾しないかぎり諸宗教には寛大でしたが、キリスト信者はこの儀式を行おうとしなかったことなどのため迫害され、三世紀後半からは宗教的統一を求めた帝国当局から本格的に迫害されました。

コンスタンティヌス大帝は、キリスト教をローマ帝国の精神的統一基盤としましたが、彼の後継者たちは自らを神の代理者で、帝国すなわちキリスト教世界に対して道徳的・宗教的な責任を負うと考えました。王は神の代理であり、神に従うべきであるという旧約聖書の思想は中世ヨーロッパのキリスト教社会にも受け継がれたのです。しかし、ローマ教皇は、司祭職こそ最高の権威を持つのであり、その社会の世俗的なことから取り仕切るのが皇帝であると主張しました。これに対して皇帝は、自分こそがキリスト教世界の統治者で、司祭はこの世界の司牧を行う者に過ぎないと考えました。こうして教会の権威者とキリスト教世界の権威者である皇帝との間で「教会」と「国家」の問題が生じ、近世に至るまでさまざまな形をとることになります。¹⁹⁾

(4) 明治から十五年戦争（一九三―四五年）までの日本

日本では、明治以降天皇は政治的君主であると共に、それ以上に宗教的權威を体现した神聖な王として君臨するようになりました。⁽²⁰⁾この天皇の神聖君主像は、教育勅語と御真影を一体化した臣民教育によって日本国民の中に浸透していきました。⁽²¹⁾明治憲法のもとでは、信教の自由が条件付ながら保障されていた⁽²²⁾とは言え、神権天皇制と国家神道の国教的地位が密接不可分な関係にあり、そこから国家神道は超宗教であり、それ以外の諸宗教を包括し傘下に置くことされました。このような国家体制において真の信教の自由はなかったと言わなければなりません。この状況は十五年戦争が終わるまで続いたのです。

二 政教分離

(1) 近代西欧諸国における政教分離

近代立憲主義の西欧諸国において、国家と宗教の関係は、同じように理解されてはいません。ごくおおざっぱに三つの類型に分けることができます⁽²³⁾。

① イギリス他

たてまえとしては国教制度が採用されているが、国教以外の宗教に対しても広範な宗教的寛容が認められるので、実質的には信教の自由が保障されている。

② ドイツ連邦共和国他

教会は公法人として憲法上の地位を与えられ、その固有の領域の問題に関してはそれぞれ独自に処理すべきであるが、競争事項に関しては政教協約（コンコルダート）に基づいて双方の合意のもとに処理すべきであるとされる。

③ アメリカ合衆国、フランス他

国家と宗教が完全に分離され、国法秩序にとって教会は私法上の諸組織の一つに過ぎない。

(2) 日本における政教分離

政教分離の徹底は国民主権原理の貫徹と信教の自由の実効的保障とにとって不可欠です。そのため、日本国憲法第二十条は次のような文言で、政教分離の原則を言明しています。

① 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

これら諸規定は、上記の歴史的諸事情にかんがみて、できるかぎり厳格に解釈されるべきです。²⁴⁾ なお、憲法八十九条では、公金が宗教団体の使用、便益または維持のために支出されることが禁じられています。

三 政教分離に関するカトリック教会の教え

(1) 聖書

神の国・イエスの国²⁵⁾

イエスは神の国を打ち建てるために来られました。神の国は、領土ではなく、イエスが語る神のことはを受け入れ（マタイ13・23）、その死と復活にあずかる（ローマ6・4、コロサイ3・1―15）人々の間に実在するものです（ルカ17・20―21）。それは、悪人にも善人にも太陽を上らせ雨を降らせ、空の鳥を養い、野の花を装わせ、それ以上に人間を心にかける神（マタイ5・45、6・26―33）を信じ愛する人々の生活状況を指しています。それは、霊から生まれた人々（ヨハネ3・3、5）、心の貧しい人や子どものような人々の間にあり（マタイ5・3、マルコ10・14―15）、回心した徴税人や娼婦などが正しいと自認している人々より先に入る（マタイ21・31―32）、「義と平和と喜び」（ローマ14・17）の状態のことです。この神の国においては「造り主の姿に倣う

新しい人を身に着け、日々新たにされ」ることが大切であり、その場合、「もはや、ギリシア人とユダヤ人、割礼を受けた者と受けていない者、未開人、スキタイ人、奴隷、自由な身分の者の区別はありません。キリストがすべてであり、すべてのもののうちにおられるのです」(コロサイ3・10―11)。このイエスの国はこの世に属していません(ヨハネ18・36)が、イエスが立てた教会の形で具体的に始まり(ルカ12・32)、その後の宣教活動によって世界中に広がり発展してきました。そして、最後の時に天上において完成されるものです(一コリント15・24―28)。

教会と国家

教会と国家との関係についての原則は、「皇帝のものは皇帝に、神のものは神に返しなさい」(マタイ22・21、マルコ12・17、ルカ20・25)というイエスの言葉の中に示されています。そのため使徒たちは、キリスト者が地上の国家の諸権威に忠実に仕え、したがって皇帝には税金をはじめ、国家が国民の福祉のために要求するものをすべて納めなければならないと教えています(ローマ13・1―7、一ペトロ2・13―14)。しかし、皇帝の支配権は神の至高の支配権の下にあるので、それにより裁かれる立場にあります。したがって、神に対しては、存在するすべてのもの、人間の存在全体を与えなければなりません。⁽²⁶⁾また、国家の要求が教会として受け入れられない場合は、人間に従うよりも、神に従わなければならないのです(使徒言行録5・29)。

(2) 第二バチカン公会議

第二バチカン公会議は、「政治共同体と教会との関係について、正しい見方をもつことは特に多元的社會において重要である」⁽²⁷⁾として、次のように教えています。

① 国家と教会の区別

「教会の任務と権限から考えて、教会と政治共同体とはけっして混同されるべきではなく、教会はどのような政治体制にも拘束されてはならない。同時に、人間の超越性のしるしであり、またその保護者である」⁽²⁸⁾。

② 国家と教会の健全な協力

「政治共同体と教会はそれぞれの分野において互いに独立しており、自律性を持っている。しかし両者は、名目こそ違え、同じ人々の個人的、社会的召命に奉仕する。両者が時と所の状況を考慮して互いに健全に協力しあうならば、すべての人の益のために、この奉仕をよりよく実行できるであろう。事実、人間は現世的秩序だけに制約されているのではない。人間は人類の歴史の中に生きながら、自分の永遠の召命をそのまま保っている。教会はあがない主の愛の上に築かれて、国内と国際間に正義と愛がいつそう広く実行されることに寄与する。教会は福音の真理を説き、その教えとキリスト信者のあかしをもって人間活動の全分野を照らすことにより、国民の政治的自由と責任をも尊重し促進する。(…)

確かに、地上の現実と、人間の条件においてこの世を超越する事がらとは、互いに密接に結ばれている。教会自身もその固有の使命が要求する場合、地上の現実を利用する。しかし、教会は国家権力が提供する特権を希望するものではない。むしろ正当な既得権の行使が教会のあかしの誠実さについて疑いをいだかせたり、新しい生活条件が別な規制を要求するときには、正当な既得権の行使を放棄するであろう⁽²⁹⁾。

③ 国家と教会の信仰

キリストは、皇帝に対する納税を命じ（マタイ22・21）、「公権とその諸権利を認めだが、はっきりと、その上の神の権利を尊重するように教えた⁽³⁰⁾」。キリストと同様、「使徒たちも国家の正当な権威を認めていた。……しかしそれとともに、神の聖なる意志に逆らう公権に反対することを恐れなかった⁽³¹⁾」。

(3) 『カトリック教会のカテキズム』⁽³²⁾

国家と教会の関係については、上記のようにおもに『現代世界憲章』76番の内容が取り上げられています。また次のようにも教えています。「国民には、為政者の命令が道徳や基本的人権、もしくは福音の教えに反する場合、これを拒否する良心上の義務があります。為政者の要求が正しい良心の声に反する場合には為政者への従順を拒否することができですが、それは神

への奉仕と政府への奉仕とは区別することができずからです」(2242番)。

(4) 教理省

「カトリックの道徳的教えでは、政治あるいは国家の分野が、宗教および教会の分野から——ただし道徳の分野からではない——正当な独立性をもつことは価値とされる。この価値はカトリック教会によって実現されまた認知されたもので、現代文明の伝統に属する(『現代世界憲章』76参照)。ヨハネ・パウロ二世は宗教の分野と政治の分野を混同することがもたらす危険について、何度も警告してきた。『宗教と政治的社会はそれぞれ独自の領域があるのですが、その間の区別をきちんと配慮しないで、ある特定の宗教規律を国法にしたり、またしようとしてたりすると、きわめて微妙な状況が生じます。実際、宗教上の法を国法と同一視すると、宗教的な自由を窒息させる可能性があり、他の譲ることのできない人権を制限あるいは否定してしまうところまでいきかねません』(『一九九一年世界平和の日メッセージ』4)。すべての信者は、(信仰宣言、礼拝、秘跡の執行、神学的教義、宗教上の権威者と教団の信者のやりとりなどの)特定の宗教活動は、国家の責任の及ばないものであることをじゅうぶん認識している。公共の秩序にとって問題になる場合を除いて、国家は宗教活動に干渉してはならないし、また、けつして宗教活動を要求したり禁止したりしてはならない。市民権と政治権の承認と、公共サービス

の提供は、市民の宗教的信条や宗教活動に応じて行われてはならない⁽³³⁾。

(5) 教皇ベネディクト十六世

「キリスト教にとって根本的なのは、皇帝に属するものと神に属するものの区別です（マタイ22・21参照）。すなわち、教会と国家の区別、あるいは、第二バチカン公会議が述べたように、地上の諸現実の自律です（『現代世界憲章』36番参照）。国家は宗教を強制してはなりません。また、国家は信教の自由と、さまざまな宗教の信者の平和的共存を保障しなければなりません。キリスト教信仰の社会的な表現である教会は、自主権を有するとともに、自らの信仰に基づいて共同体を形成します。国家はこの共同体を認めなければなりません。教会と国家は区別されますが、にもかかわらず、両者はつねに相互に関係しています⁽³⁴⁾」。

おわりに

日本国憲法で政教分離の原則が規定されたのは、明治以降十五年戦争まで国家神道が国民精神の統一のために国家祭祀や皇室の儀礼と結びつき、仏教、キリスト教、教派神道などには完全な信教の自由を与えなかったためであると言えます。国家神道は大教や本教と呼ばれ、宗

教を超えるものと見なされましたが、事実上国教のような役割を果たしていたのです。「神道の儀礼が、宗教行為に属するか、民俗的な習俗であるかをめぐっては、(…)裁判で係争中のものも少なくないが、神道をいかなるものと考えるかについて、広く国民の支持を得るには、なお多くの曲折が予想される」と言う向きもありますが、神道の宗教性は国民の意思で決められる性格のものでしょうか。

神道は、古代から現代まで日本の精神文化の中心を流れていると言われますが、国つ神と天つ神を信じる多神教であり、その神々は人間と区別されています⁽³⁵⁾。しかし、神道は「日本固有の民族宗教」であるとされながら、仏教や儒教が伝えられる以前からあった「土着の神観念にもとづく宗教的实践と、それを支えている生活習慣を、一般に神道ということばであらわしている⁽³⁷⁾」とも言われています。それでもやはり神道は宗教であると言わざるを得ません。神道とは、「日本固有の民俗信仰である神観念に基づいて、日本人の間に伝統的に信仰されてきた宗教」であり、その信仰は「固有の神祇信仰⁽³⁸⁾」です。その際、確かに宗教の定義が問題になりません。一般に宗教とは、「神または何らかの超越的絶対者、あるいは卑俗なものから分離され禁忌された神聖なものに関する信仰・行事⁽³⁹⁾」あるいは「経験的・合理的に理解し制御することのできないような現象や存在に対し、積極的な意味と価値を与えようとする信念・行動・制度の体系⁽⁴⁰⁾」などと理解されています。

他方、明治政府は一八七一年、祭政一致の方針のもと江戸時代の宗門改めに代わる氏子制度を法制化しました。しかし、この制度は、一八七一年の戸籍法公布、一八七三年のキリシタン禁教令高札の撤去、一八七五年の大教院（神道主導の神仏合同による国民教化運動の推進機関）の廃止によって、その法的意義を失いました。しかし、その後も十五年戦争まで「各神社が一定の氏子区域をもち、その区域内住民はすべてその神社の維持崇敬を彼らの敬神生活とする」という原則が生きていました。戦後、宗教法人化された神社神道では氏子は信者に相当する総称として用いられており、地域住民に対するかつての一元的規制力は失われています。^④ただ、祭りなど、慣習に従って各神社の区域の住民はすべて氏子である^⑤と見なされているようです。日本における政教分離の問題の一つは、神道が宗教であるかどうかという問題と不可分に結びついています。しかしこのことは、決して神道そのものに問題があるということを意味するものではありません。どの宗教団体も、国家権力あるいは政治権力と適正な関係を堅持することが、信教の自由、ひいてはすべての人々の平和を保障するために重要であるということです。

注

- (1) 本書「自民党新憲法草案を検証する」を参照。
- (2) 第二バチカン公会議『現代世界憲章』76番。『カトリック教会のカテキズム』2246番参照。
- (3) 社会司教委員会編『非暴力による平和への道—今こそ預言者としての役割を—』第二章「国際関係における平和」の「2. アジアの平和は過去の歴史の反省が前提」(17—20頁) 参照。
- (4) 第二バチカン公会議『現代世界憲章』76番。
- (5) 『大辞林第三版』三省堂、二〇〇六年。
- (6) 外務省ホームページ収録の仮訳文 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/udhr/1b_002.html)。
- (7) 『カトリック教会のカテキズム』2106—2108番参照。
- (8) 同2107番。
- (9) 「公法上の権利。公義務に対応する。国・公共団体などが国民に対してもつ刑罰権・財政権・警察権などの国家的公権と、国民が国・公共団体などに対してもつ自由権・参政権などの個人的公権とに分けられる」(『大辞林第三版』前出)。
- (10) 「共通善を実現するために、公権は個人が持っている基本的で奪いえない人権を尊重しなければなりません。…共通善はすべて、人間の召命の実現に欠くことのできない本来の自由、たとえば『正しい良心に従って行動する権利、プライバシーを守る権利、宗教の分野をも含めて正当な自由を享有する』権利を行使する諸条件を整えることを要求します」(『カトリック教会のカテキズム』1907番)。

- (11) 『カトリック教会のカテキズム』 2109番。
- (12) 『現代世界憲章』 74番。
- (13) 日比野勤「政教分離」『世界宗教大事典』平凡社、一九九一年、1065頁参照。
- (14) 阿部美哉「政教分離」『宗教学辞典』（小口偉一・堀一郎監修）東京大学出版会、一九七三年、465頁参照。
- (15) 吉岡知哉「神権政治」『世界宗教大事典』前出、979—980頁参照。
- (16) 『現代世界憲章』 75番、教皇ベネディクト十六世「二〇〇七年世界平和の日メッセージ」5番参照。
- (17) P. Grelot「王」『聖書思想事典 新版』三省堂、一九九九年、128—133頁参照。R. Deville, P. Grelot「神の国」同175—180頁参照。
- (18) 内藤正典「人権」『岩波イスラーム辞典』岩波書店、二〇〇二年、516—517頁参照。
- (19) 上智大学中世思想研究所編訳／監修『キリスト教史3 中世キリスト教の成立』平凡社ライブラリー、一九九六年、149—165頁参照。
- (20) 『大日本帝国憲法』第一条 大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス、第三条 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス。
- (21) 大濱徹也「近代の天皇」『世界宗教大事典』前出、132頁。
- (22) 第二十八条 日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス。

- (23) 日比野勤「政教分離」『世界宗教大事典』前出、1065頁参照。
- (24) 同参照。
- (25) P. Grelot「王」『聖書思想事典 新版』前出、131—133頁参照。R. Deville, P. Grelot「神の国」同
178—180頁参照。
- (26) P. Ternant「教会」『聖書思想事典 新版』前出、276頁参照。
- (27) 第二バチカン公会議「現代世界憲章」76番。
- (28) 同。「カトリック教会のカテキズム」2245番参照。
- (29) 同。
- (30) 第二バチカン公会議「信教の自由に関する宣言」11番。
- (31) 同。
- (32) 『カトリック教会の教え』カトリック中央協議会、二〇〇三年、396—398頁参照。
- (33) 教皇庁教理省「教理に関する覚え書き—カトリック信者の政治参加に関するいくつかの問題について—」6番。
- (34) 回勅『神は愛』28番。
- (35) 大隅和雄「神道」『世界宗教大事典』前出、1003頁。
- (36) 大森志郎「神道」『日本を知る事典』社会思想社、一九七一年、545—557頁参照。
- (37) 大隅和雄「神道」『世界宗教大事典』前出、1001頁。
- (38) 菅原信海「神道」『日本歴史大事典2』小学館、二〇〇〇年、642頁。

- (39) 『広辞苑第五版』岩波書店、一九九八年。
- (40) 『大辞林第三版』前出。「宗教」の定義については、他にたとえば、脇本平也「宗教」「宗教学辞典」前出、255―263頁参照。
- (41) 藺田稔「氏子」『世界宗教大事典』前出、216頁参照。

あとがき

社会司教委員会 委員 松浦 悟郎

「信者の子どもたちが靖国神社参拝を強要されたら、私たち司教は司牧の責任者としてどう対応したらよいのだろうか」という質問が出され議論になったことがありました。これは戦時中のことではなく、二〇〇六年の司教総会での話です。まさか、と思う人が多いと思いますが、本書で説明されているように、もし憲法二十条が自民党草案の通りに変更されると、この話は一気に現実味を帯びてきます。「靖国神社で日本のために亡くなった人に哀悼の誠を尽くす」のは宗教的行為ではなく、「社会的儀礼」であると解釈さえすれば、公立の学校の生徒が全員で靖国神社を訪問することは憲法違反にはならなくなるからです。厳しく政教分離を定めた現憲法があるにも関わらず、強引に首相が靖国参拝をくり返してきた理由がそこにあることを思えば、教育の現場で子どもたちに、あるいは公務員に対する参拝強要は当然考えられることです。人間の尊厳に含まれる信教の自由や思想信条、表現の自由などがすべて公（国家）の前に条件つきになりかねないのです。今回、社会司教委員会はこの問題について本解説書を出し、

司教団としては戦後六十周年に続いて政教分離に関するメッセージを出しました。これは、教会としての問題でもありますが、何よりもこの国に生きる私たち一人ひとりの問題です。

『ノモンハン』（鎌倉英也著）という本のエピソードに、旧ソ連時代から今に至るまでの二十年間、国家によって圧迫されてきた「小さき人々」を取材し続けてきた一人の女性記録文学作家が紹介されていました。彼女はたとえ、「国家」が命令するチェチェン戦争への参戦を若者たちに拒否をさせ、兵士を一人も戦場に送らないことを目標に掲げている「兵士の母の会」のメンバーやチェルノブイリの被害者たちにインタビューをしています。彼女によると、こうした人々の言葉に一つの変化が表れ始めたといえます。前は自分の人生を語るとき、ほとんどの人が「私たち」と言っていたのに対して、最近では「私は」「僕は」という個人が前面に立つ自立した一人称を使い始めているというのです。自立した個人が自らの責任として意思表示し行動する、その個人が集ったとき、はじめて「私たち」と言えるのでしょうか。

信教の自由が侵されたことについて、明治憲法下では「国家によって圧迫を受けた」と言えるでしょうが、今の日本国憲法の下では「私たちがそれを選んだ」ということになります。なぜなら、私たちが主権者だからです。未来に何を残すかは今を生きている私たち一人ひとりが自らの責任で選び取っていく行為にかかっています。司教団メッセージを含む本書が、こうした問題の所在を明らかにし、人間として、市民として、信仰者としてこの時代の責任を担う選

あとがき

沢をする一助となれば幸いです。

事前に当協議会事務局に連絡することを条件に、通常の印刷物を読めない、視覚障害者その他の人のために、録音または拡大による複製を許諾する。ただし、営利を目的とするものは除く。なお点字による複製は著作権法第37条第1項により、いっさい自由である。

信教の自由と政教分離

2007年3月26日 初版第1刷発行

2007年8月1日 初版第3刷発行

編者 日本カトリック司教協議会
社会司教委員会

発行 カトリック中央協議会
〒135-8585 東京都江東区潮見2-10-10 日本カトリック会館内
☎03-5632-4411(代表)

印刷 有限会社ブリテック・ウィード

© 2007 Catholic Bishops' Conference of Japan, Printed in Japan

定価はカバーに表示してあります

ISBN978-4-87750-128-0 C0016